

プラス
むらやま子育て あいあるプラン+

第2期村山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

むらやま子育て あいあるプラン+

第2期村山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
村山市



村山市キャラクター
「ムララ」®

プラス
むらやま子育て あいあるプラン+
第2期村山市子ども・子育て支援事業計画

発行：村山市 担当 子育て支援課
〒995-8666
山形県村山市中央一丁目3番6号
TEL 0237-55-2111 (代表)



村山市キャラクター
「ムララ」®

令和2年3月
村山市

むらやま子育て あいあるプラン^{プラス}+

第2期村山市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されるに伴い、本市でも「村山市子ども・子育て支援事業計画『むらやま子育てあいあるプラン』」を策定し子育て支援策の充実を図ってきました。計画策定から5年が経過しましたが、全国的にみても少子化の流れに歯止めがかからず、本市においても出生数の減少が続いている状況です。

このような中、村山市第5次総合計画後期基本計画と整合性を図りながら今後5年間の子育て支援策を計画した「むらやま子育てあいあるプラン^{プラス} 第2期村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、子どもたちの健全な育成を確保するとともに子育ての不安を解消することを目的とし、これまでの妊娠・出産及び子育てを支援するための施策を大きく見直しながら拡充しました。

この計画に基づき、未来を担う子どもたちのために総合的な子育て支援を推進し、「次の世代に引き継ぐ魅力あるまちづくり」を進めてまいりますので、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画を策定するにあたりご尽力を賜りました子ども・子育て推進審議会の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和2年3月

村山市長 志布 隆夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制.....	6
5. 国の主な制度等の改正の動向.....	8
第2章 子どもと家庭を取り巻く環境	11
1. 市の概況について.....	13
2. ニーズ調査結果からみる現状.....	19
3. あいあるプラン（第1期計画）の振り返り.....	25
4. 本市が抱える課題について.....	28
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念.....	31
2. 計画の名称.....	32
3. 基本目標.....	33
4. 施策の体系.....	34
第4章 施策の展開	37
基本目標1. 家族に寄り添う子育て支援体制の充実.....	39
基本目標2. 心身ともに健康で安心できる体制づくり.....	41
基本目標3. 様々な困難への適切な対応や支援.....	42
基本目標4. 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり.....	43
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
1. 教育・保育提供区域の設定.....	47
2. 教育・保育等の量の見込みの考え方.....	47
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	50
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	52
第6章 計画の推進	63
1. 計画の推進体制.....	65
2. 計画の進捗管理.....	66

資料編	67
1. 計画策定の経過	69
2. 令和元年度 村山市子ども・子育て推進審議会委員	70
3. 令和元年度 村山市子育て推進本部員	71
4. 令和元年度「村山市子育て推進本部総括部会」メンバー	72
5. 令和元年度「村山市子育て推進本部事務局」メンバー	72

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行等、家族や地域、就労・雇用等、子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

しかし、その後も少子化や未婚・晩婚化の進行は止まらず、加えて、子育て家庭の孤立化や待機児童の増加等、新たな課題が発生してきたことから、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

その「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

本市においては、平成26年12月に「むらやま子育て あいあるプラン 村山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「家族や地域の愛情に包まれ子どもがすこやかに育つまち」を基本理念として、親や家庭の役割（自助）、地域や学校、民間団体や子ども・子育て関係事業者の役割（共助）、行政の役割（公助）といったそれぞれの役割を果たしながら、相互の絆を深め、子育て世帯の定着につながるよう、様々な取組を推進してきました。

今回、第1期計画の計画期間が終了することから、新たに「むらやま子育て あいあるプラン⁺（呼称：むらやま子育て あいあるプランプラス）第2期村山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。本計画は、第1期計画に引き続き、家庭や地域、関係機関・団体等との連携に基づいて、子どもが愛情に包まれて心身ともに健やかに育つ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として策定するものです。

2. 計画の位置付け

2-1. 法令等の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

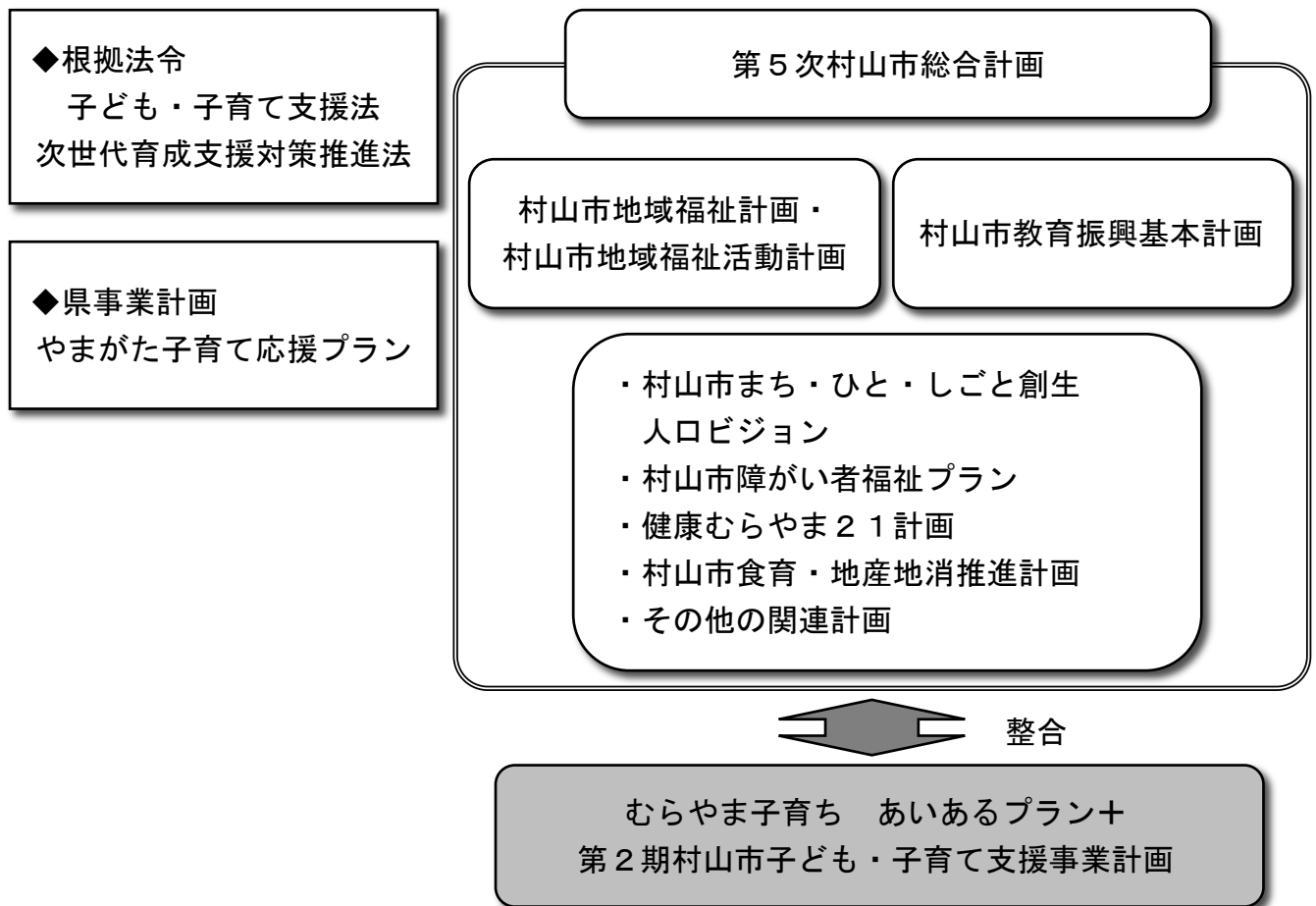
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2-2. 関連計画との位置付け



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて中間年(令和4年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。

平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期 計画	第2期村山市子ども・子育て支援事業計画					次期 計画
			見直し			

4. 計画の策定体制

4-1. 住民ニーズ調査

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者の方々を対象として、住民ニーズ調査を実施しました。

	就学前児童の保護者	小学生児童（1～3年生）の保護者
調査方法	就園児：施設を通じて配布・回収 未就園児：郵送で配布・回収	小学校を通じて配布・回収
調査期間	平成30年12月～平成31年1月	
配布数	892票	490票
回収数（有効回収率）	447票（50.1%）	333票（68.0%）

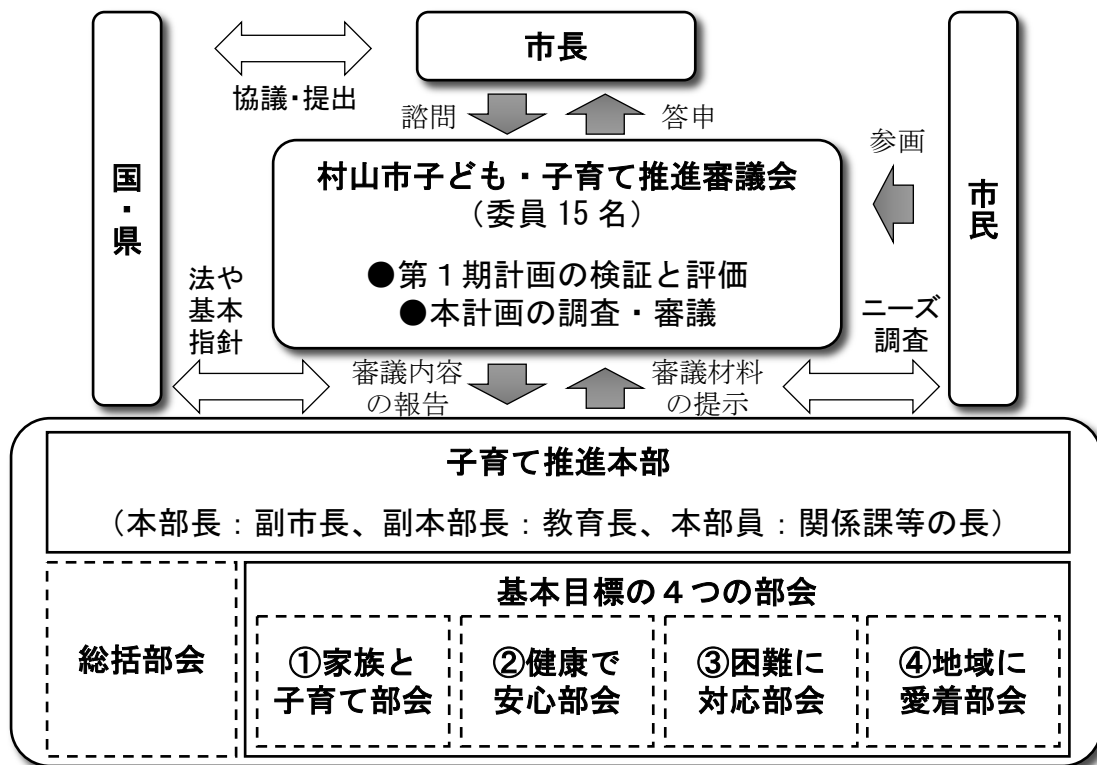
4-2. 会議での審議

（1）村山市子ども・子育て推進審議会

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくため、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「村山市子ども・子育て推進審議会」において計画の内容について審議しました。

（2）子育て推進本部

「村山市次世代育成支援対策行動計画『未来につなぐ村山元気っ子プラン』（平成17年度から平成26年度）を推進していくため、子育て支援事業関係各課の調整会議として発足し、第1期計画「むらやま子育て あいあるプラン」（平成27年度から令和元年度）策定時には「村山市子ども・子育て推進審議会」の補助的役割を担いました。本計画においても、第1期計画の検証及び本計画の骨子案作成、素案作成、本計画策定のための審議を行いました。



4-3. パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

5. 国の主な制度等の改正の動向

【平成 28 年度】

●子ども・子育て支援法の一部改正

1. 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支援事業)を創設
2. 一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金)の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引上げ

●児童福祉法の一部改正

1. 児童福祉法の理念の明確化等
2. 児童虐待の発生予防
3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
4. 被虐待児童への自立支援

●ニッポン一億総活躍プランの策定

「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる。

●切れ目のない保育のための対策

待機児童解消を推進するため、待機児童対策の横展開や受皿の整備、土地等の確保支援、保育人材の確保・保育サービスの質の確保、保護者や地域のニーズへの対応、多様な保育サービスの展開等の取組を明確化。

【平成 29 年度】

●子育て安心プラン

2020 年度末までに全国の待機児童解消し、2022 年度末までにM字カーブを解消(女性就業率 80%の実現)することを目指し、保育の受皿の拡大や保育人材の確保、保護者へ「寄り添う支援」の普及推進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」等の取組を実施。

●新しい経済政策パッケージ

少子高齢化に対応するための「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした政策。「人づくり革命」では、幼児教育の無償化や待機児童の解消(子育て安心プランを 2020 年度末までに前倒し)、高等教育の無償化等の改革が盛り込まれている。

【平成 30 年度】

●子ども・子育て支援法の一部改正

1. 2020 年度末までの保育充実事業の実施
2. 都道府県及び関係市区町村等による協議会の設置
3. 教育認定子どもの利用者負担の引下げ

●新・放課後子ども総合プラン

「小1の壁」・「待機児童」の解消等を目指し、放課後児童クラブを 2021 年度末までに 25 万人分、2023 年度末までに 30 万人分を整備。放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業について、すべての小学校区で一体的又は連携して実施することや新規整備する際は学校施設を徹底活用すること、放課後児童クラブの「子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る」という役割の徹底等为目标として計画的な整備を進める。

●子ども・子育て支援法の一部改正

総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設(幼児教育・保育の無償化)。

【令和元年度】

●幼児教育・保育の無償化スタート

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子ども達の利用料が無料化。

●子どもの貧困対策に関する大綱策定

現在から将来にわたり、すべての子ども達が夢や希望を持てる社会を目指す。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的とする。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境

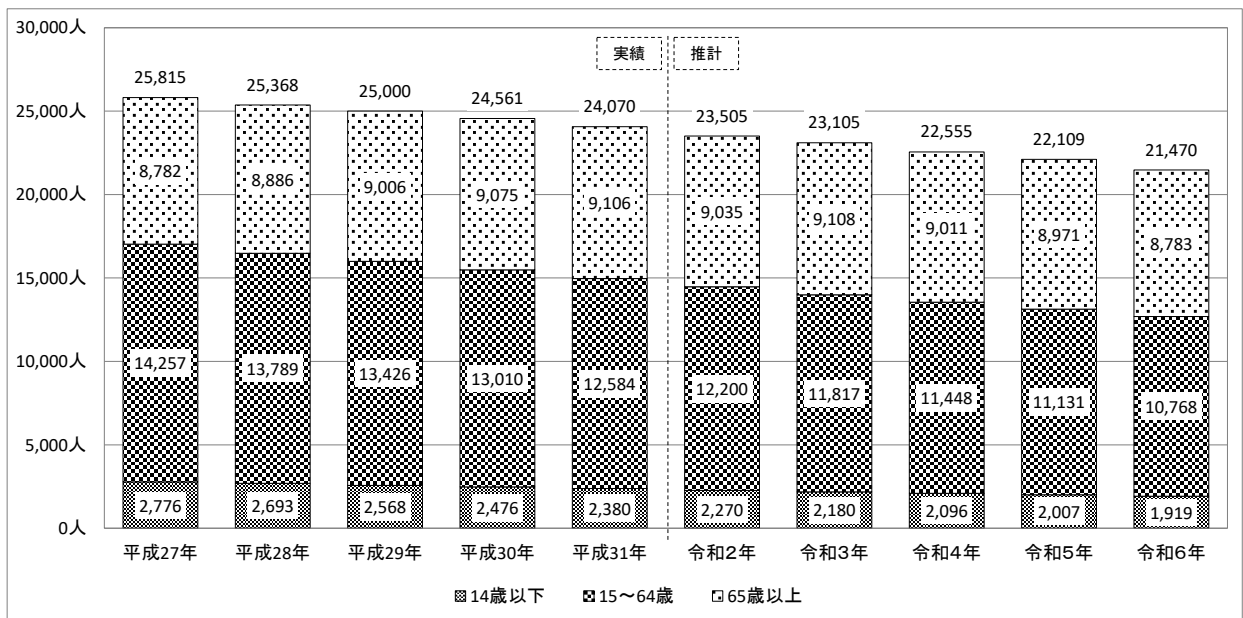
1. 市の概況について

1-1. 人口の推移

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は年々減少を続けており、平成31年には24,070人となっています。今後も減少を続けていくことが予想されており、令和6年には21,470人になると見込まれます。

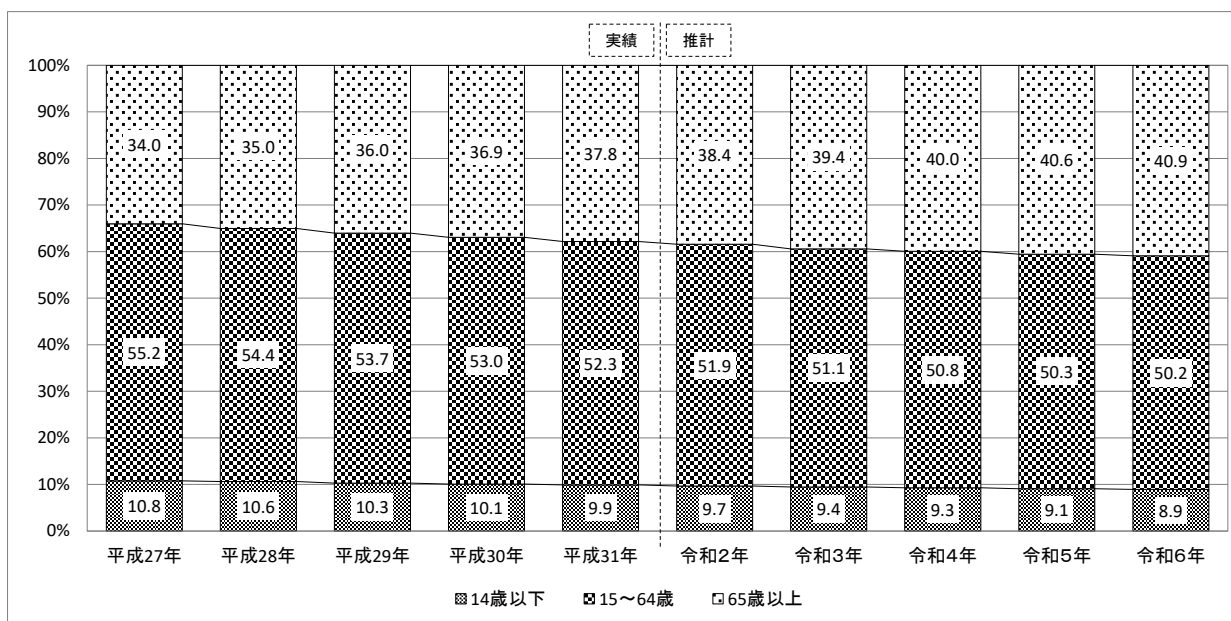
また、年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」は年々増加していますが、令和4年からは減少に転じると予想されています。「14歳以下」と「15～64歳」は平成27年から減少を続けており、今後も引き続き減少していくことが予想されます。



※平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)、令和2年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 年齢3区分の人口割合の推移

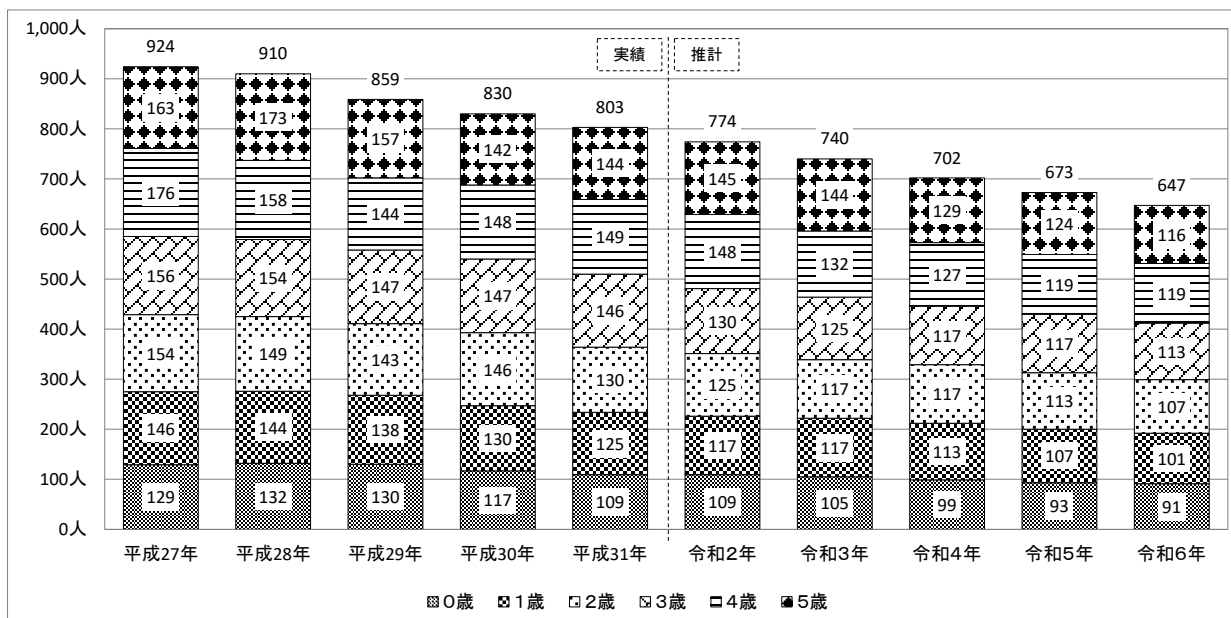
年齢3区分の人口割合の推移をみると、「65歳以上」の割合が増加しているのに対して、「14歳以下」と「15～64歳」は徐々に減少しています。今後も同様の傾向が見込まれます。



※平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)、令和2年以降はコーホート変化率法による推計

(3) 子どもの年齢別人口の推移

子どもの年齢別人口の推移をみると、総数としては減少傾向となっていますが、各年齢では増減を繰り返して推移しています。今後はゆるやかに減少していくことが見込まれます。

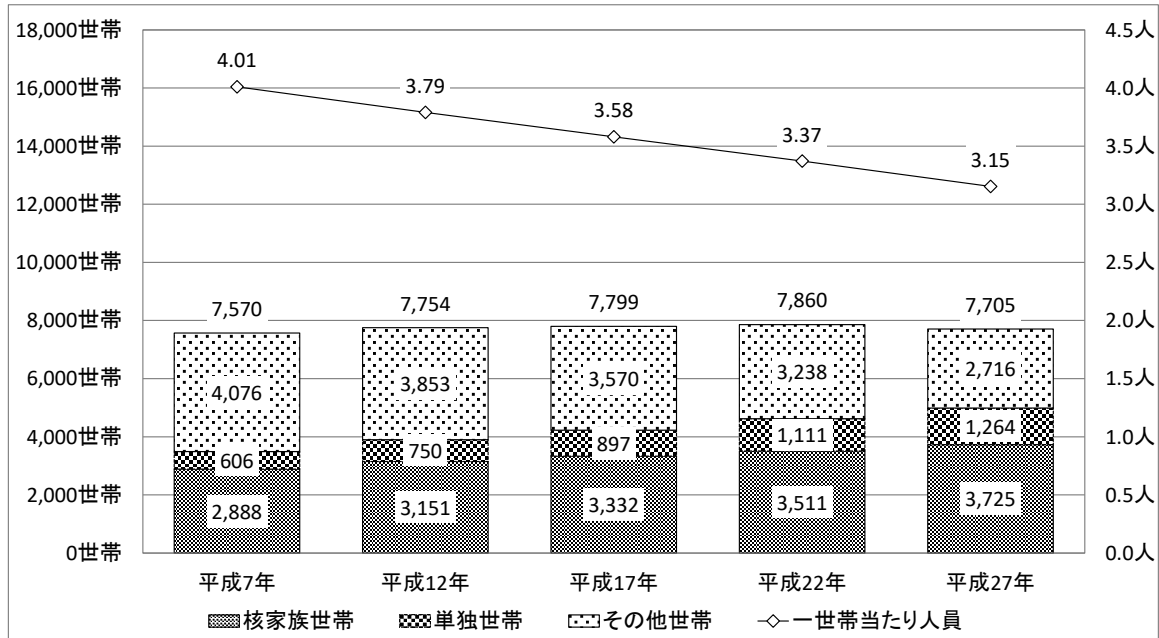


※平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)、令和2年以降はコーホート変化率法による推計

1-2. 一般世帯等の状況

一般世帯等の状況をみると、総世帯数は平成22年まではわずかに増加傾向でしたが、平成27年は減少に転じており、総世帯数は7,705世帯となっています。一般世帯の内訳をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」が増加傾向となっています。

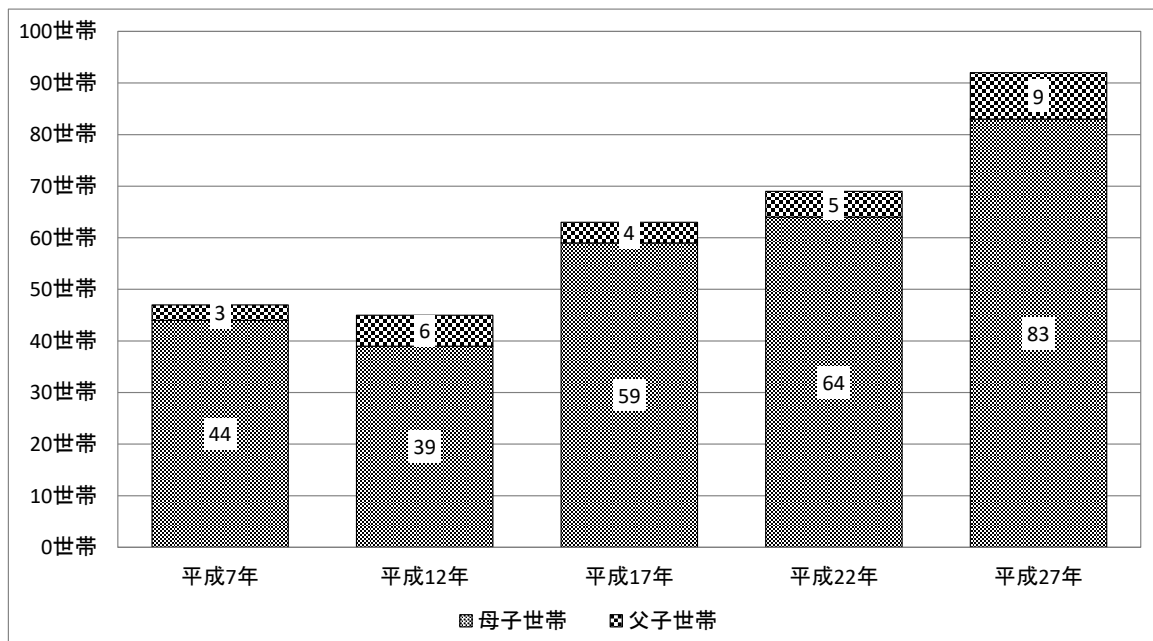
また、「一世帯当たり人員」は年々減少しており、平成27年は3.15人となっています。



※国勢調査より

1-3. 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯数の状況をみると、「母子世帯」は平成12年以降増加しており、平成27年は83世帯となっています。一方、「父子世帯」は平成27年に9世帯となっています。

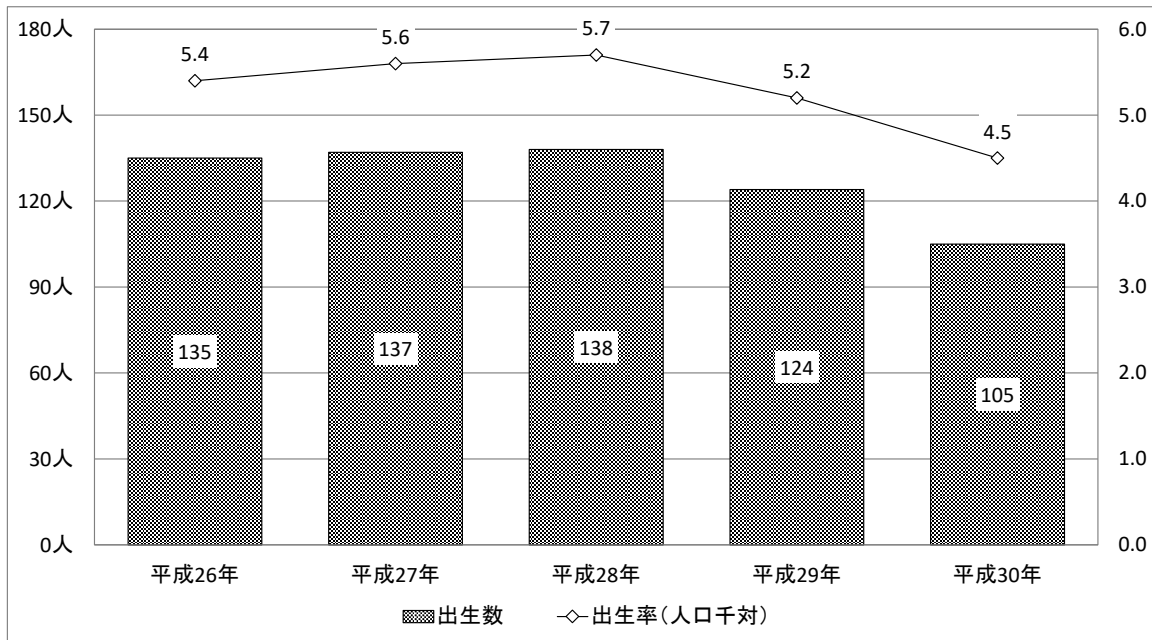


※国勢調査より

1-4. 出生の動向

(1) 出生数の推移

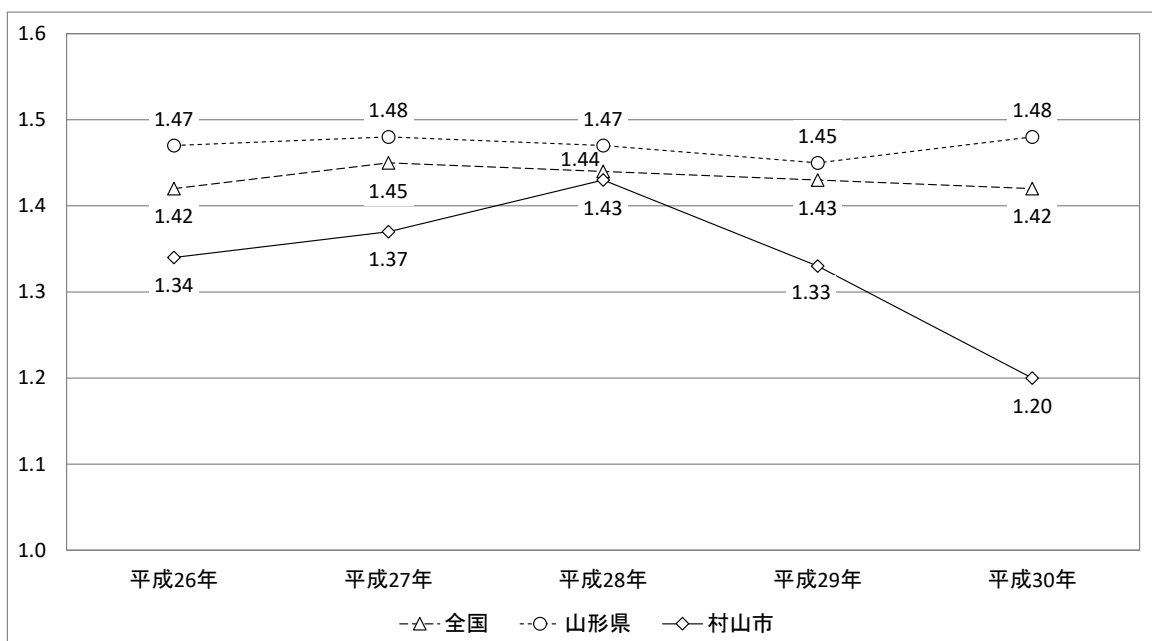
出生数の推移をみると、平成28年をピークとして減少に転じており、平成30年の「出生数」は105人となっています。



※山形県健康福祉部「人口動態統計」より

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、「全国」と「山形県」の値が1.4以上で推移しているのに対して、「村山市」は平成28年が1.43となっている以外は1.4を下回っており、平成30年は1.20となっています。

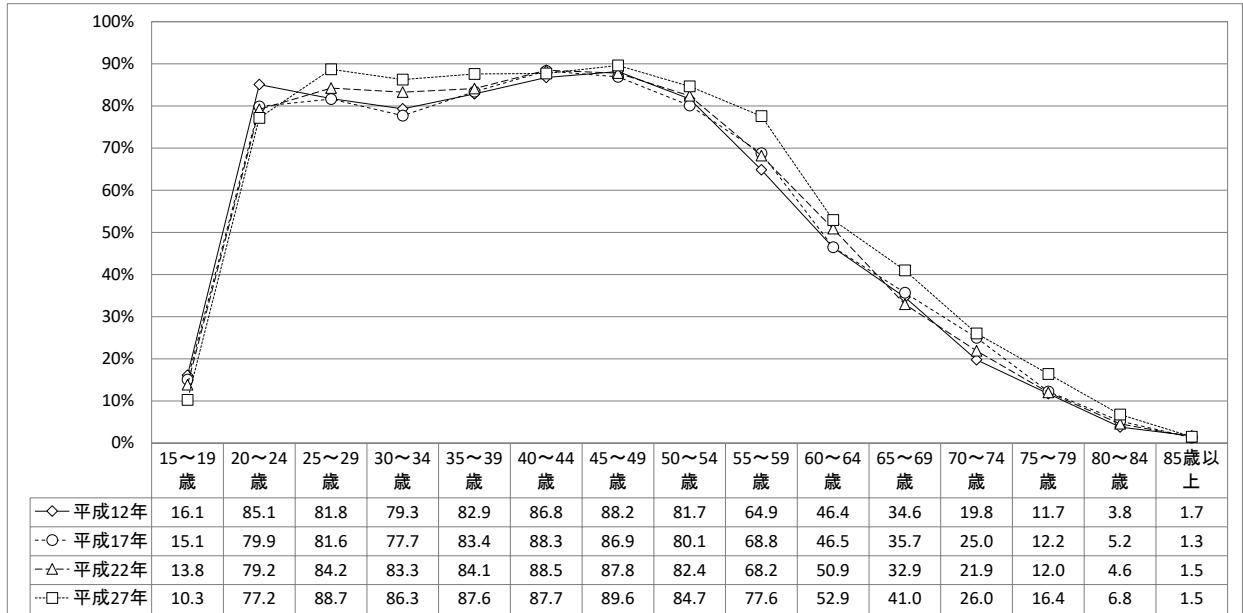


※山形県健康福祉部「人口動態統計」より

1-5. 女性の労働力の状況

(1) 女性の労働力率の推移

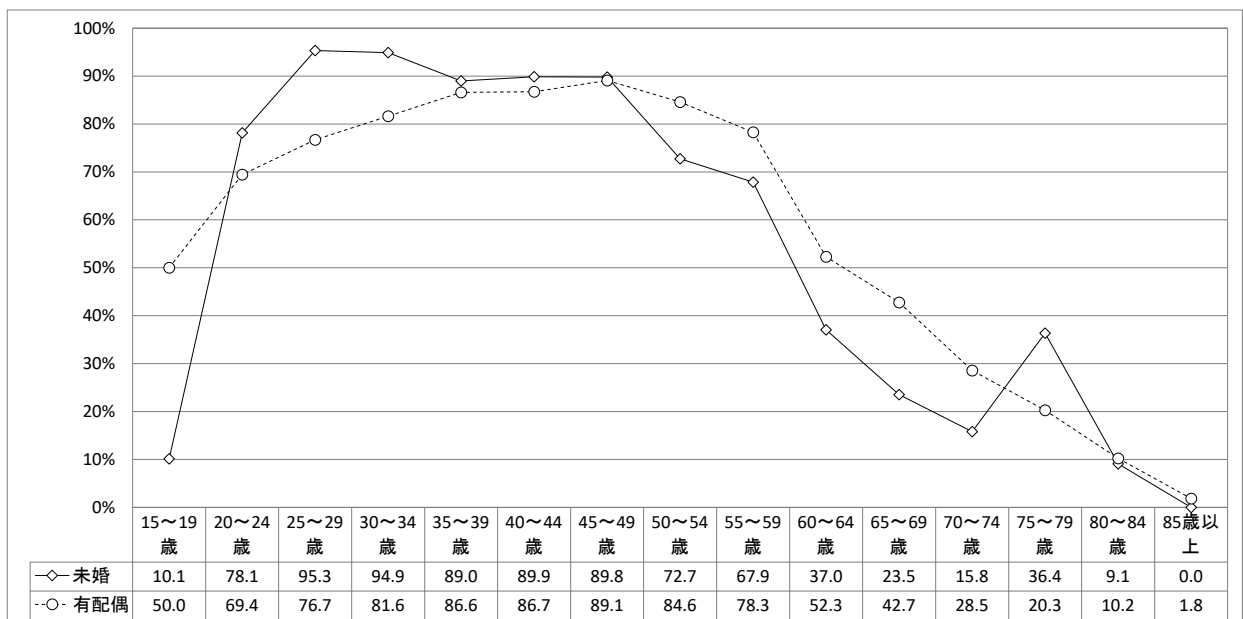
女性の労働力率の推移をみると、“24歳以下”では減少していますが、それ以上の年齢層ではおおむね上昇しています。特に“25～39歳”並びに“45～49歳”の労働力率の上昇が目立っています。



※国勢調査より

(2) 未婚・有配偶の労働力率

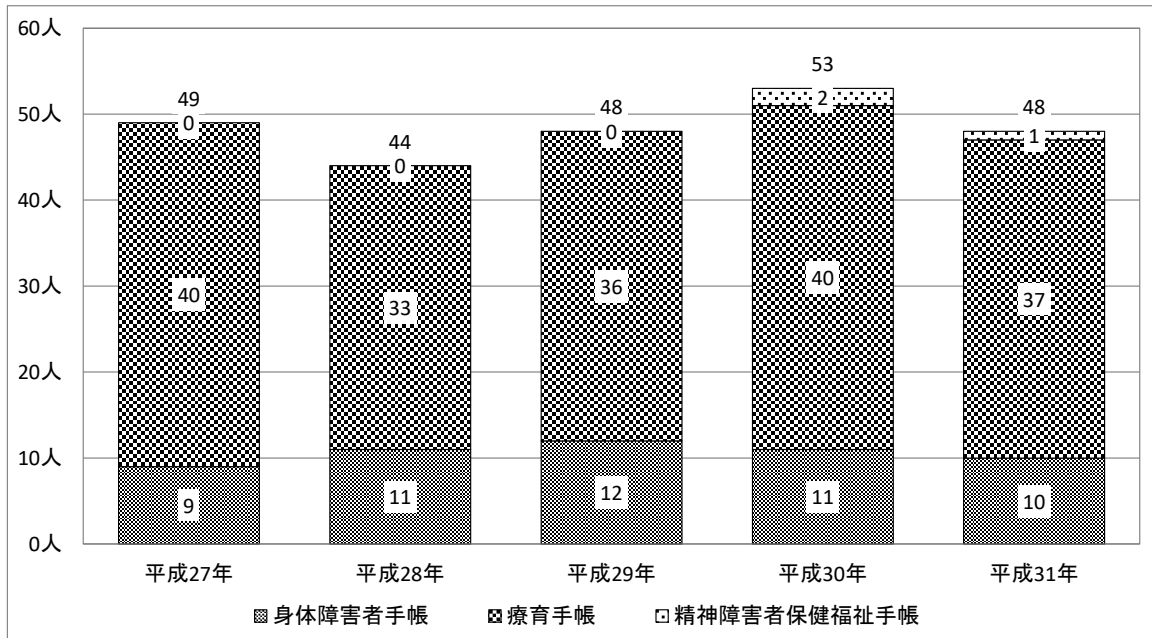
未婚・有配偶の労働力率をみると、“20～34歳”までは「未婚」の労働力率が高くなっています。



※平成27年国勢調査より

1-6. 障がい児の状況

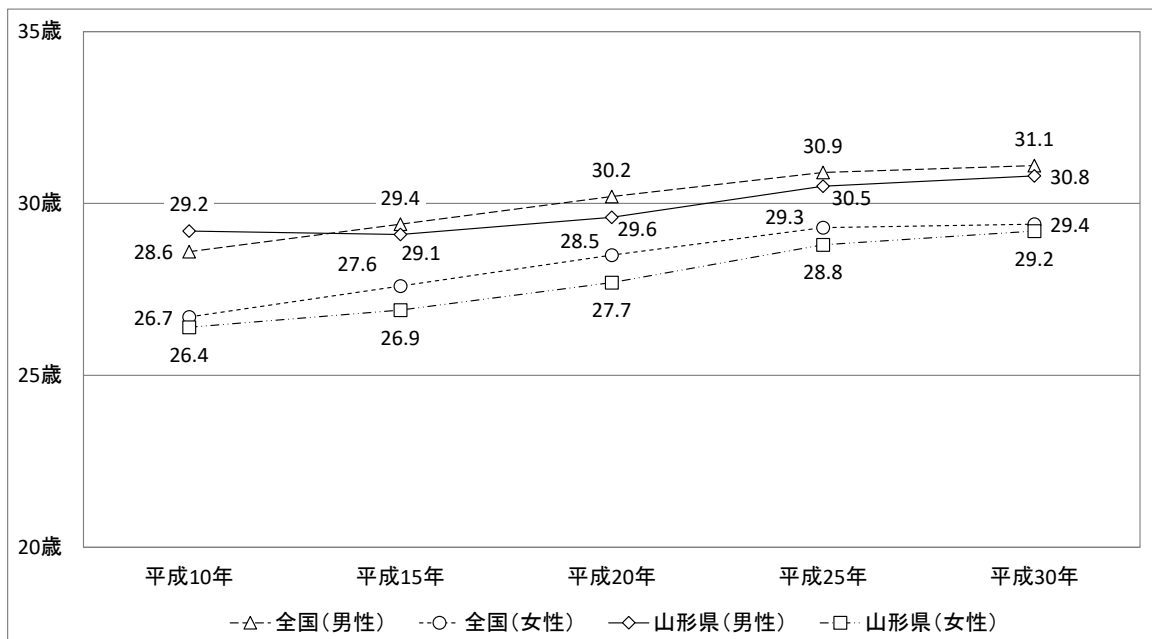
障がい児の状況をみると、「身体障害者手帳」と「療育手帳」は増減しつつ推移しており、ほぼ横ばいといえる状況です。平成31年は「身体障害者手帳」が10人、「療育手帳」が37人、「精神障害者保健福祉手帳」が1人となっています。



※村山市福祉課統計(各年4月1日時点)

1-7. 平均初婚年齢の状況

平均初婚年齢の状況をみると、「山形県(男性)」と「山形県(女性)」はともに上昇しており、平成30年はそれぞれ全国平均とほぼ同じとなっています。



※厚生労働省「人口動態統計」より(山形県HP「少子化・次世代育成支援対策関係データ集(令和元年9月)」より抜粋)

2. ニーズ調査結果からみる現状

2-1. 保護者の就労状況

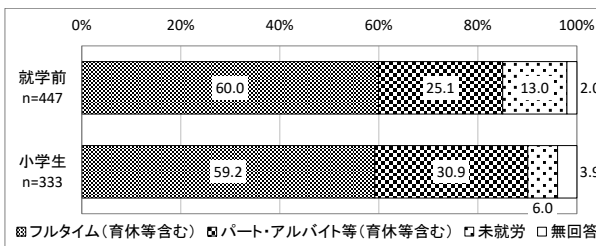
母親の就労状況をみると、「フルタイム(育休等含む)」と「パート・アルバイト等(育休等含む)」を合わせた割合は、就学前で 85.1%、小学生で 90.1%と多くを占めています。一方、父親は就学前、小学生ともに9割程度がフルタイムで就労しており、その他の就労形態はほとんどありませんでした。

⇒「パート・アルバイト等(育休等含む)」で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、実現見込みの有無に関わらずにみると、就学前で 51.8%、小学生で 39.8%の母親がフルタイムへの転換を希望しています。

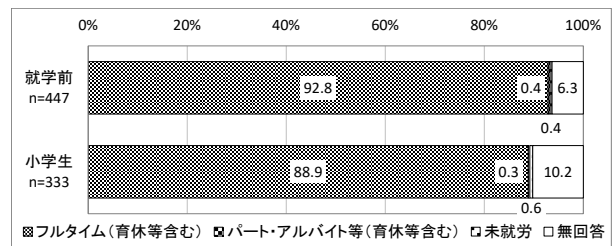
⇒未就労の母親の就労希望をみると、すぐかそうではないかの違いはあるものの、就学前で 86.2%、小学生で 80.0%の母親が就労を希望しています。

⇒育児休業を「取得した(取得中である)」母親は 53.2%、父親が 2.9%となっており、「取得していない」母親は 18.1%、父親が 82.3%となっています。また、育児休業を取得していない理由をみると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」等が上位にあげられています。

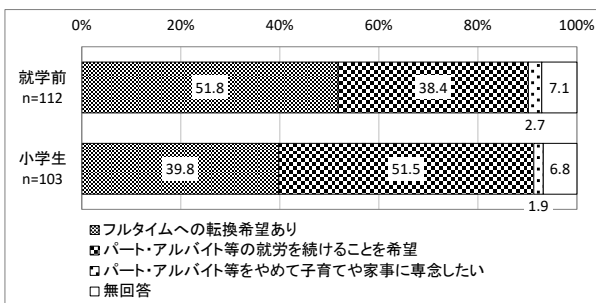
【母親の就労状況】



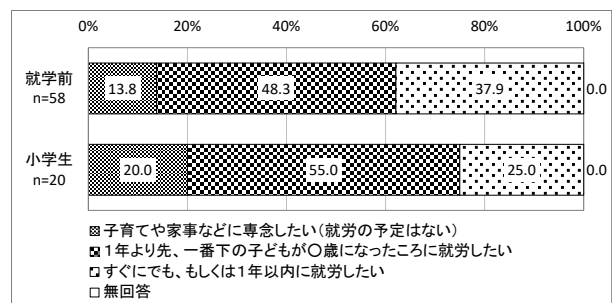
【父親の就労状況】



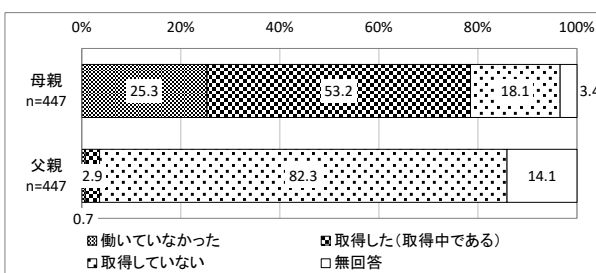
【母親のフルタイムへの転換希望】



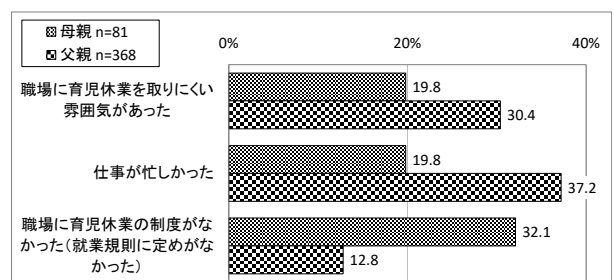
【未就労の母親の就労希望】



【育児休業の取得状況】



【育児休業を取得していない理由(抜粋)】



2-2. 教育・保育事業の利用状況、意向

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が 78.7%となっています。年齢別に「利用している」人の割合をみると、“0歳”で 47.1%、“1歳”で 71.4%、“2歳”で 81.7%、“3歳”～“5歳”ではそれぞれ 100%近くとなっています。

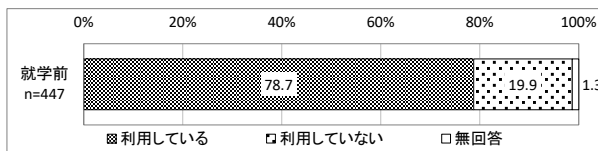
⇒現在利用中の教育・保育事業では、「保育園」が 49.7%、「認定こども園」が 27.3%、「幼稚園」が 17.3%となっています。

⇒平日の教育・保育事業として、今後、定期的にご利用したい事業では、「保育園」が 52.6%、「認定こども園」が 33.6%、「幼稚園」が 30.0%となっています。

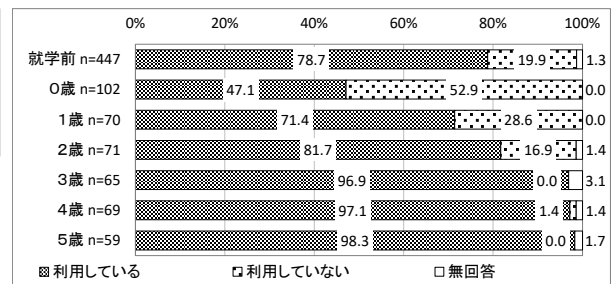
⇒定期的な教育・保育事業の土曜日の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が 15.2%、「月に1～2回は利用したい」が 28.4%となっています。また、日曜日・祝日では「ほぼ毎週利用したい」が 1.3%、「月に1～2回は利用したい」が 16.1%となっています。

⇒幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 50.8%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 23.0%となっています。

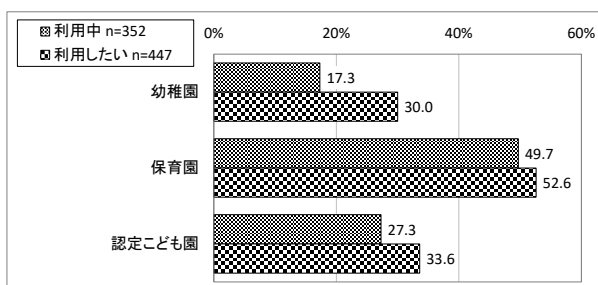
【定期的な教育・保育事業の利用状況】



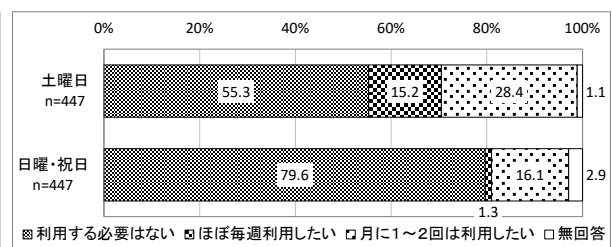
【定期的な教育・保育事業の利用状況(年齢別)】



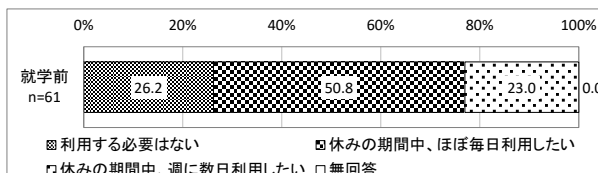
【教育・保育事業の利用状況・意向(抜粋)】



【土曜日、日曜日・祝日の利用希望】



【幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望】



2-3. 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況、意向

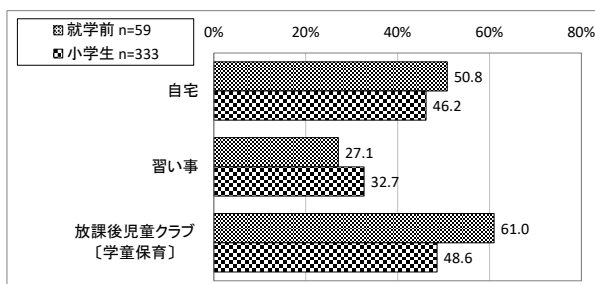
小学生の平日の放課後の過ごし方をみると、5歳以上の就学前児童の希望では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 61.0%、「自宅」が 50.8%となっており、小学生の実際の過ごし方では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 48.6%、「自宅」が 46.2%となっています。

⇒土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、5歳以上の就学前児童では「低学年の間は利用したい」が 27.8%、「高学年になっても利用したい」が 16.7%となっているのに対して、小学生では「低学年の間は利用したい」が 13.7%、「高学年になっても利用したい」が 14.9%となっています。

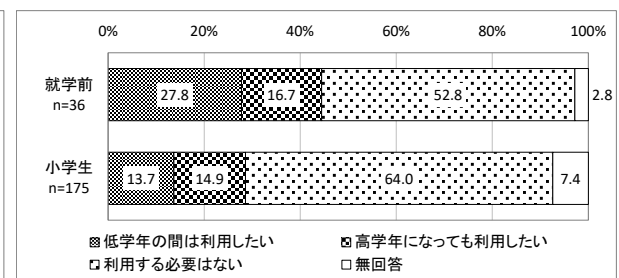
⇒日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、5歳以上の就学前児童と小学生ともに「利用する必要はない」が8割程度を占めています。

⇒長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望をみると、5歳以上の就学前児童では「低学年の間は利用したい」が 33.9%、「高学年になっても利用したい」が 22.0%となっており、小学生では「低学年の間は利用したい」が 25.2%、「高学年になっても利用したい」が 26.7%となっています。

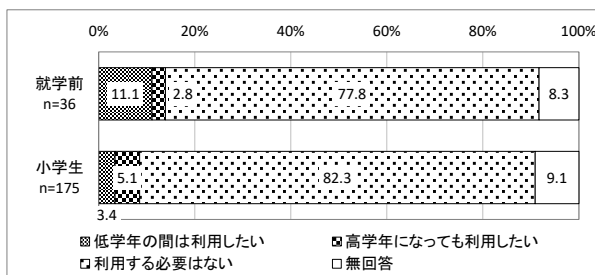
【小学生の放課後の過ごし方（抜粋）】



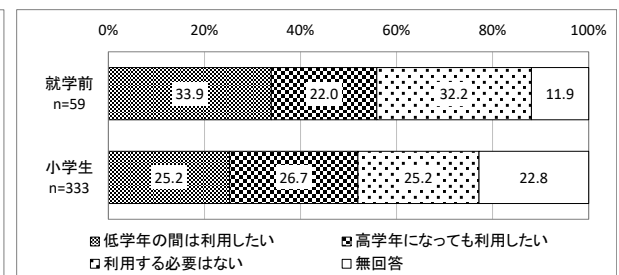
【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】



【日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望】



【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】



2-4. 子育て環境について

子育てに関する情報の入手先をみると、就学前と小学生ともに上位にあげられている項目は「家族や親族」と「友人や知人」、「幼稚園、保育園、認定こども園、学校」の3つとなっています。

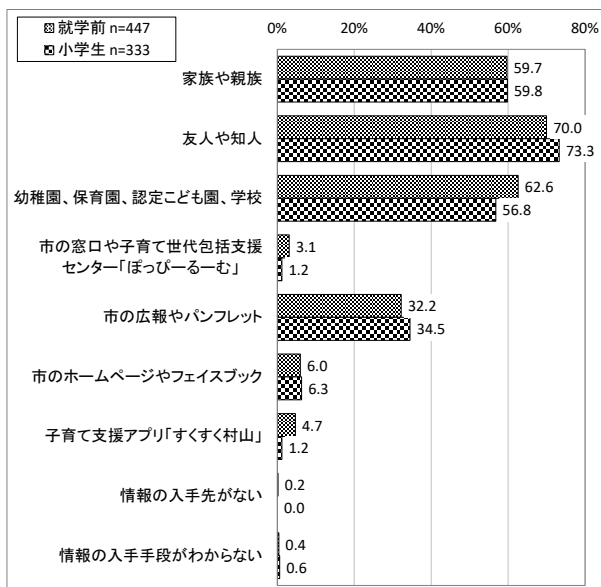
⇒市の情報発信に関する項目は就学前と小学生ともに同様の傾向を示しており、「市の広報やパンフレット」が3割程度を占めていますが、「市のホームページやフェイスブック」と「子育て支援アプリ『すくすく村山』」、「市の窓口や子育て世代包括支援センター『ぽっぴーるーむ』」は1割を下回っています。

⇒「情報の入手先がない」と「情報の入手手段がわからない」はほとんどいませんでした。

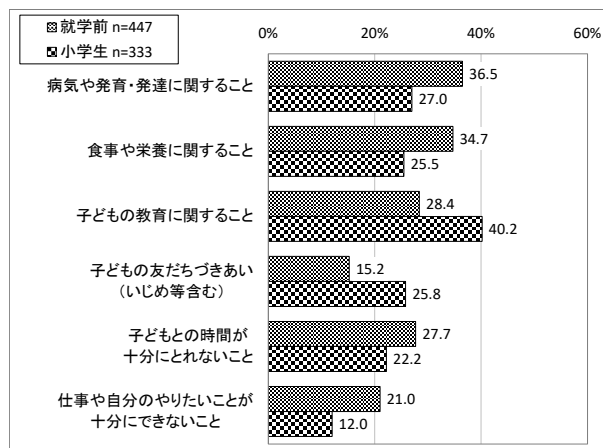
子育てでの悩み・気になることをみると、就学前と小学生で共通して上位にあげられている項目は、「病気や発育・発達に関すること」と「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どもとの時間が十分にとれないこと」等となっています。

⇒就学前では「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が、小学生では「子どもの友だちづきあい(いじめ等含む)」が比較的多くなっています。

【子育てに関する情報の入手先(抜粋)】



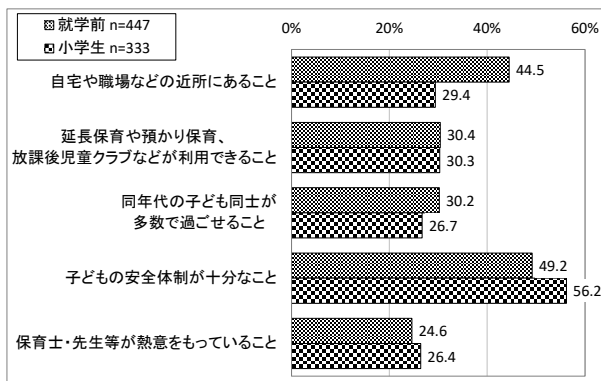
【子育てでの悩み・気になること(抜粋)】



2-5. 教育・保育・学校環境について

教育・保育・学校の環境について望むことをみると、就学前と小学生ともに上位にあげられている項目は「子どもの安全体制が十分なこと」と「自宅や職場などの近所にあること」、「延長保育や預かり保育、放課後児童クラブなどが利用できること」、「同年代の子ども同士が多数で過ごせること」、「保育士・先生等が熱意をもっていること」等となっています。

【教育・保育・学校の環境について望むこと(抜粋)】



2-6. 本市独自の子育て支援施策の評価等

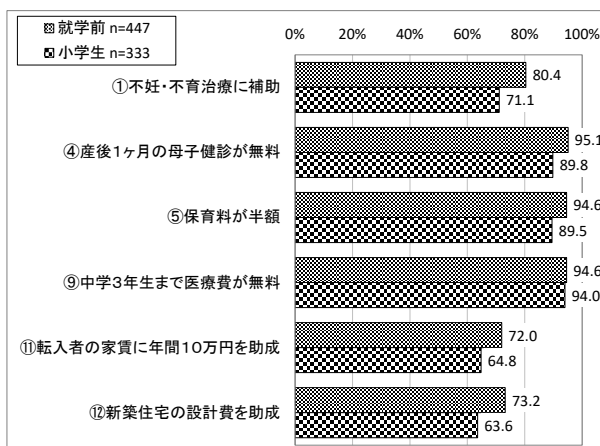
本市独自の子育て支援施策の評価をみると、「評価する」と「どちらかといえば評価する」を合わせた『施策を評価する』の割合が多い項目は、就学前と小学生で順位は違うものの、“④産後1ヶ月の母子健診が無料”と“⑤保育料が半額”、“⑨中学3年生まで医療費が無料”となっています。

⇒下位の項目も、順位は違うものの就学前と小学生で同じとなっており、“①不妊・不育治療に補助”と“⑪転入者の家賃に年間10万円を助成”、“⑫新築住宅の設計費を助成”があげられています。

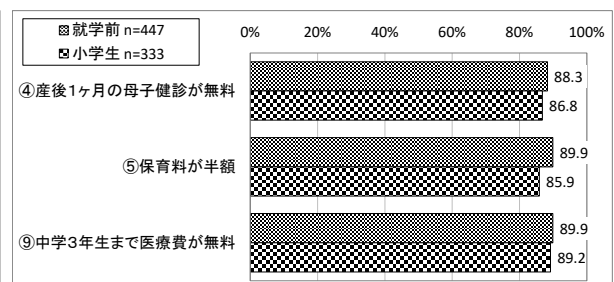
⇒全体的に、就学前の方が『施策を評価する』割合が多くなっています。

⇒今後、力を入れるべき項目で「特にそう思う」と「そう思う」を合わせた『力を入れるべき』の割合が多い項目は、順位は違うものの就学前と小学生とで同じとなっており、“④産後1ヶ月の母子健診が無料”と“⑤保育料が半額”、“⑨中学3年生まで医療費が無料”があげられています。

【本市独自の子育て支援施策の『施策を評価する』の割合（抜粋）】



【今後、『力を入れるべき』の割合（抜粋）】



《 健診の様子 》



2-7. 本市全体の子育て支援施策の評価等

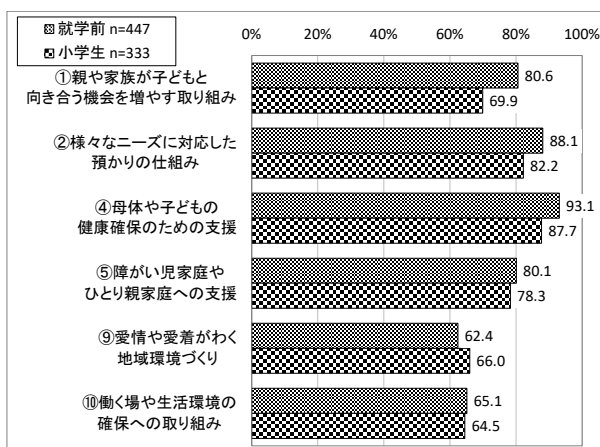
本市全体の子育て支援施策の評価をみると、「評価する」と「どちらかといえば評価する」を合わせた『施策を評価する』の割合が多い項目は、就学前では“④母体や子どもの健康確保のための支援”と“②様々なニーズに対応した預かりの仕組み”、“①親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取り組み”等があげられています。また、小学生では“④母体や子どもの健康確保のための支援”と“②様々なニーズに対応した預かりの仕組み”、“⑤障がい児家庭やひとり親家庭への支援”等があげられており、上位2項目は同じ項目があげられています。

⇒下位の項目は、就学前と小学生で“⑨愛情や愛着がわく地域環境づくり”と“⑩働く場や生活環境の確保への取り組み”が共通してあげられています。

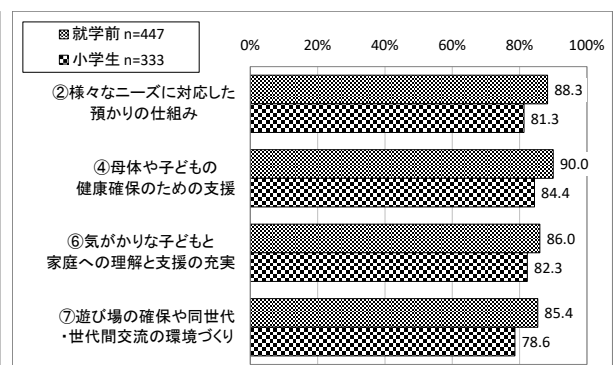
⇒今後、力を入れるべき項目で「特にそう思う」と「そう思う」を合わせた『力を入れるべき』の割合が多い項目は、就学前と小学生で“②様々なニーズに対応した預かりの仕組み”と“④母体や子どもの健康確保のための支援”、“⑥気がかりな子どもと家庭への理解と支援の充実”が順位は違うものの共通してあげられています。

⇒“⑦遊び場の確保や同世代・世代間交流の環境づくり”は、就学前と小学生ともに、施策の評価では順位が低いものの、今後、力を入れるべき項目では順位があがっています。

【本市全体の子育て支援施策の『施策を評価する』の割合（抜粋）】



【今後、『力を入れるべき』の割合（抜粋）】



3. あいあるプラン（第1期計画）の振り返り

3-1. 基本目標1 家族とともに子育てに関わってくれる人がいるまち

保育事業の民営化や子育て支援センターの増設、放課後児童クラブの充実等により、様々な人々が子育てに関わる体制を整備しました。

(1) 施策の方向1 親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取り組みを進めます

ベビープログラムやパパママ学級、初孫学級、離乳食教室等を実施し、乳児期から子どもに向き合う機会を提供しました。また、子育て支援アプリ「すくすく村山」を導入し、予防接種のお知らせや子どもの成長記録、地域の育児情報を発信することで、必要とする情報を必要とする方に適時お知らせしました。

今後は、アプリの利用者拡大に向けた検討が必要です。

(2) 施策の方向2 様々なニーズに対応した預かりの仕組みを見直します

平成28年度に戸沢保育園を指定管理に、平成29年度に袖崎児童センター及び大高根児童センターを民営化、平成30年9月に新町保育園としろはと保育園を統合し公設民営による「アートチャイルドケア村山しょうよう保育園」を開園しました。保育事業に民間の力を入れることで、保育士の確保と多様なニーズへの対応を行っています。

なお、既存施設の老朽化の課題や適切な保育環境の在り方の観点から、更なる検討が必要です。

3-2. 基本目標2 心身ともに健康で安心して過ごせるまち

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりと、多様化するニーズに応じた切れ目ない支援を行うために各種事業を実施してきました。

(1) 施策の方向3 子育てに関して相談しやすく情報を得やすい体制づくりをおこないます

平成27年度に、親子交流ひろば(現・子育て支援センターポポーのひろば)に子育て支援コーディネーターを配置しました。また、平成28年4月には子育て世代包括支援センター「ぽっぴーるーむ」を開設し、母子保健コーディネーター(助産師)が母子健康手帳交付や育児相談に対応しています。

育児不安や悩みの軽減のために、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、教育相談等の相談機能を充実・強化してきました。今後は、妊娠期から乳幼児期にかけての相談窓口の一元化を図り、市民の皆さんがさらに相談しやすい体制づくりに取り組みます。

(2) 施策の方向4 母体や子どもの健康確保のための支援を継続します

妊娠期から子育て期にわたって母子が心身ともに健康で安心して過ごせるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、健康相談等の事業に取り組みました。産婦乳児1か月健康診査や新生児聴覚検査、予防接種、子どもの医療への費用助成も実施しています。平成31年度からは任意接種のロタウイルスワクチン接種費用への助成を開始しました。

次世代の健康サポート事業として、平成27年度からは中学2年生を対象にピロリ菌抗体検査を実施し、除菌費用の助成を継続実施しています。

食育については、保育施設や学校において地元産の材料を積極的に取り入れた給食の提供に努め、食物アレルギーへの対応にも十分に配慮しています。

3-3. 基本目標3 様々な困難に対し適切な対応や支援が受けられるまち

平成31年4月から、家庭が抱える様々な困難や課題に対して的確な支援が行えるよう子育て支援課の体制を見直し、家庭支援係を創設しました。

(1) 施策の方向5 障がい児家庭やひとり親家庭への支援を継続します

子育て支援課に家庭児童相談員及び婦人相談員を配置し、教員や保育士等と連携を図りつつ迅速かつ細やかな対応を実施してきました。また、困難な課題を抱える家庭への継続的な見守りや相談を行うことで、課題解決への支援を行っています。

今後は、医療的ケア児の一時預かりの需要に対し、広域における施設の整備等の検討が必要です。

(2) 施策の方向6 気がかりな子どもとその家庭への理解と支援を充実します

1歳6か月児健診及び3歳児健診時に、保健師とともに家庭児童相談員が子どもの様子を見ることで、気がかりな子どもの早期発見に努め、支援につなげました。また、平成30年度より発達相談を実施し、臨床心理士による充実した支援事業を実施しました。

さらに、教育支援センターを設置し、学校不適応児の登校復帰に向けた支援を行っています。

3-4. 基本目標4 地域に愛着を持って住めるまち

学校・家庭・地域が連携して子育てに関わることができるよう、児童遊園等の遊びの場や子育て支援センター等の交流の場を設置しました。

(1) 施策の方向7 遊び場や交流の環境づくりを進めます

遊び場の確保・保全に努め、事業を展開してきました。また、地域が主体となった体験・交流活動が行われ、地域の世代間交流の活性化が図られました。

また、結婚につながる事業の展開として、恋活セミナーやパーティー、農コン(農業者対象の婚活事業)を開催し、地域への定住促進を図りました。

今後も引き続き、遊び場の確保・保全に努め、のびのび生活のできる地域環境の向上を図ります。

(2) 施策の方向8 子どもの育ちや子育ての視点に立った生活環境デザインに継続して取り組みます

地域未来塾を始めとする学習支援や夢体験塾等の体験型学習イベントを行い、子どもの学習意欲の向上を図りました。

長期的に事業を行うことで成果の出る事業であるため、今後とも見直しを含め、継続して事業を展開します。

(3) 施策の方向9 愛情や愛着がわく地域環境づくりを進めます

世代間交流ワークショップや婚活事業、サークル活動への支援等、地域コミュニティ形成のための場所づくりや「いのちの教育」、また、「地域学教育」を行うことによる郷土愛の醸成を図りました。

今後もこの活動を継続して行い、地域活性化に向けた人材の育成の一助としていきます。

(4) 施策の方向10 働く場や生活できる環境の確保に取り組みます

定住対策として「就業者等定住促進助成金」や「住宅リフォーム支援事業」を行い、また、就労対策として「資格取得支援事業助成金」や「実践型地域雇用創造事業」を行いました。

さらに、市の基幹産業である農業を推進するため、農地集積と農業法人化への支援や移住就農者への支援を行いました。

施策としては一定の効果があることから、今後は市内だけでなく市外居住者に対する広報や、より利用しやすくするために内容の見直し等を検討します。

4. 本市が抱える課題について

■多様なニーズに応える教育・保育事業の更なる充実が必要

第1期計画では量の見込みに基づいて教育・保育事業の充実を図ってきましたが、年々女性の労働力率が上昇しています。また、ニーズ調査結果では就労している母親が多く、平日に定期的な教育・保育事業を利用している人が多くなっており、0歳児においても半数近くの方が利用しています。未就労の母親の就労希望も多くなっていることから、多様なニーズに応える教育・保育事業の充実を図ることが必要です。

■相談しやすい体制の充実

市内3か所に地域の特性を活かした子育て支援センターを設置し、うち1か所に子育て支援コーディネーターを配置したほか、子育て世代包括支援センター「ぽっぴーる一む」を開設し母子保健コーディネーターを配置する等、相談支援体制の充実に努めてきました。

今後は、年々多様化している相談のニーズに対応できるよう、相談窓口の一元化等により、相談しやすい体制づくりに取り組むことが必要です。

■情報発信力の更なる強化

子育て支援アプリ「すくすく村山」の導入等で、情報発信力の強化に努めてきましたが、ニーズ調査結果の情報入手先では広報やパンフレットが3割程度となっており、子育て支援アプリや窓口・子育て世代包括支援センターは1割以下となっていました。

本市の実施している様々な情報提供手段について周知に努めて認知度向上を図り、支援を必要とする人に適切なタイミングで必要な情報を届けられるよう取り組んでいくことが必要です。特に、子育て世代の人々はスマートフォンの利用している人が多いと考えられることから、子育て支援アプリ「すくすく村山」の利用者を拡大していくことが必要です。

■遊び場や交流の環境づくり

第1期計画策定時から遊び場や交流の環境づくりは求められてきており、第1期計画期間中にも遊び場の確保・保全等の様々な取組を展開してきました。ニーズ調査結果からは、今後も遊び場や交流の環境づくりに力を入れていくべきとの意見がみられることから、引き続き、遊び場や交流の環境づくりに努めることが必要です。

■子育て支援施策の充実

これまで様々な施策を講じたものの、出生数の減少に歯止めがかからず、20歳から40歳代の人口減少も続いている状況です。

他の市町村にない新たな子育て支援事業を展開することで、産み育てやすい環境を整備し、村山市の魅力を発信することで、定住促進と出生数の拡大を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、令和2年度に策定される村山市第5次総合計画後期基本計画と整合性を図るとともに、平成26年12月に策定した第1期計画を受け継いだ計画です。また、平成30年12月～平成31年1月にかけて実施した村山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果を基に、市民のニーズに沿った子ども・子育て支援施策を推進します。

少子高齢化が進む中、家族や地域の愛情に包まれ、子どもが心身ともに健やかに育つまちを目指して、これを基本理念とします。

【基本理念】

家族や地域の愛情に包まれ子どもがすこやかに育つまち

この基本理念を実現するためには、下記のような「自助」「共助」「公助」のそれぞれの役割が不可欠です。それぞれが役割を果たしつつ手を取り合って絆を深め、基本目標に向かって前進することが基本理念の実現に結びつき、子育て世帯の定着につながっていきます。

(1) 親や家庭の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・「自助」

自助とは、他人の力によらず自分の力だけで事を成し遂げることをいいます。子どもが心身ともに健やかに育つためには、第一に親や家庭が自分達で子どもを健やかに育てるために愛情を持って最良の方法を探り、努力をすることが必要です。

(2) 地域や学校、民間団体や子ども・子育て関係事業者の役割・・・・「共助」

共助とは、互いに助け合うことをいいます。子どもが心身ともに健やかに育つためには、自助だけで対処できない部分について、地域や学校、民間団体や子ども・子育て関係事業者等が愛情や誠意を持って子育て家庭を支え、ともに助け合うことが必要です。

(3) 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・「公助」

公助とは、個人や地域社会では解決できない問題について行政が支援を行うことをいいます。子どもが心身ともに健やかに育つためには、自助と共助だけで対処できない部分について、行政が積極的に誠意を持って子育て家庭や地域等を支援することが必要です。

2. 計画の名称

本計画の名称は、本計画の基本理念に基づき、また、第1期計画の名称を引き継いで、「むらやま子育て あいあるプラン+ (プラス)」とします。

この名称には、下記のような想いが込められています。

子育て……0歳から18歳までの子どもが健やかに育つために、親、家族、幼稚園、保育施設、学校、職場、地域等、子どもや子育て世帯に関わるすべての人が子どもと一緒に互いに育ち合っていきましょうという想いです。

あいある……子ども、親、家族、幼稚園、保育施設、学校、職場、地域等が、助け合い、支え合うことですべての人が「村山市が大好き！」という強い愛着を持ち、互いに愛情を持って(『愛ある』)接し、自己肯定感(『I(アイ=私)ある(有る・在る)』)を育てながら、子どもや子育て世帯に関わっていきましょうという想いです。

+ (プラス) ……第1期計画を踏襲しつつ、子育てニーズにより対応した施策の展開と、子育て環境の充実を図ることで、子育て世帯の一人ひとりにプラスとなるような計画であることを表します。

《元気に遊ぶ子どもたち》



3. 基本目標

本計画の基本理念に基づき、また、前述の課題等を踏まえ、次の4項目を基本目標として設定します。

基本目標1 家族に寄り添う子育て支援体制の充実

安心して出産・子育てをするためには、家族や子育てに関わってくれる人の存在と職場や地域における理解が必要です。子育て家庭を支える幼稚園や保育施設、一時的に必要なとされる保育や預かり施設の確保及び預けやすい仕組みをつくとともに、子育てに必要な経済的余裕を得るための手当や助成制度を継続・拡大します。

基本目標2 心身ともに健康で安心できる体制づくり

子どもや子育て家庭が心身ともに健康で安心して暮らすためには、必要な情報を必要な時期に知ることが大切です。育児の悩みを相談しやすい環境を整え、同じ世代が交流することにより情報収集・交換・共有しやすい場を構築することで安心して子育てができるよう支援します。

また、母体や子どもが健康で不安なく成長できるよう、健康確保に必要な経済的支援を継続・拡大します。

基本目標3 様々な困難への適切な対応や支援

障がい児を持つ家庭や困難を有する家庭に寄り添い、支えることで困難の解消や自立まで見届ける支援が大切です。発達障がいを含む障がい児を持つ家庭に対する支援やひとり親家庭に対する支援、不登校や引きこもりの子どもを持つ家庭等に対し、適切な対応や支援を継続・拡大します。

基本目標4 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

子どもや子育て世帯が地域から愛されていることを実感することで、地域に愛着を持って暮らせることが大切です。そのため、憩いの環境づくりや地域及び人の魅力を感じることができる機会の創出等、村山市に住み続けたいと感じることができる施策を推進します。

4. 施策の体系

基本理念

家族や地域の愛情に包まれ子どもがすこやかに育つまち

子どもがすこやかに育つための4つの基本目標

基本目標1

家族に寄り添う子育て支援体制の充実

家族や子育てに関わってくれる人の存在と職場や地域における理解が必要です。また、子育て家庭を支える幼稚園や保育施設等の確保や預けやすい仕組みづくり、子育てに必要な経済的余裕を得るための手当や助成制度を継続・拡大します。

基本目標2

心身ともに健康で安心できる体制づくり

育児の悩みを相談しやすい環境を整え、同じ世代の交流による情報収集・交換・共有しやすい場を構築し、安心して子育てができるよう支援します。また、母体や子どもが健康で不安なく成長できるよう、健康確保に必要な経済的支援を継続・拡大します。

基本目標3

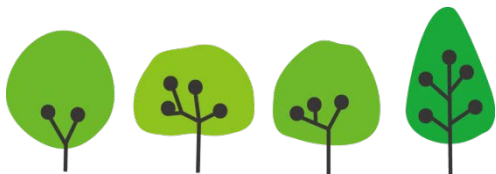
様々な困難への適切な対応や支援

発達障がいを含む障がい児を持つ家庭に対する支援やひとり親家庭に対する支援、不登校や引きこもりの子どもを持つ家庭等に対し、適切な対応や支援を継続・拡大します。

基本目標4

地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

子どもや子育て世帯が地域から愛されていることを実感することで、地域に愛着を持って暮らせるよう、憩いの環境づくりや地域及び人の魅力を感じることができる機会の創出等、村山市に住み続けたいと感じることができる施策を推進します。





施策の方向

1. 保育施設・環境の充実

例) 未満児の保育ニーズの拡大に対応する保育環境の整備、子どもの安全・安心な預かりのための保育士の確保及び資質向上 等

2. 親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取組

例) 親や祖父母向け講座の充実、子どもを産み育てやすい職場環境づくりの働きかけ、出産や子育てを余裕をもって行えるための経済的支援の拡大 等

3. 多様な預かり体制の整備

例) 病児を含めた一時預かりやファミリー・サポート・センター事業の継続、仕事と子育て両立のための放課後児童クラブ事業の継続 等

施策の方向

4. 子育てに関して相談しやすく情報を得やすい体制づくり

例) 妊娠期から子育て期における切れ目のない総合的な相談支援体制整備のための子育て相談窓口の一元化、子育て情報提供体制の充実を図るための子育て支援情報発信アプリの活用 等

5. 母体や子どもの健康確保のための支援の継続

例) 母体や乳幼児の心身の健康維持に関する支援として母子保健事業の継続、新生児の健診・検査費用の助成、安全で安心な地元産食材を提供できる環境の整備 等

施策の方向

6. 障がい児家庭やひとり親家庭への支援の継続

例) 発達支援及び放課後デイサービス利用のニーズや医療的ケアを必要とする児童へ対応する体制整備の検討、ひとり親家庭等の児童・生徒の学習支援の継続 等

7. 気がかりな子どもとその家庭への理解と支援の充実

例) 気がかりな子どもとその家庭を早期発見、早期対応、早期支援ができる環境づくりの継続、同じ環境にある家庭どうしの繋がりや団体の発足・育成の支援 等

8. 児童虐待予防の取組

例) 乳幼児健診や保育施設・学校との連携による児童虐待等が疑われる家庭の早期発見・早期対応・早期支援 等

施策の方向

9. 遊び・学べる環境づくりの推進

例) 子育て世帯が利用できる遊びや学びの場の確保、楯岡高等学校跡地を活用した新たな遊び場の確保、結婚につながるイベント、仲人交流活動の支援 等

10. 愛情や愛着がわく地域環境づくり

例) 命の大切さを考える機会の充実、幅広い世代の交流等のために集う場の創出、地域の団体活動支援等による地域コミュニティの維持・発展、豊かな感性を育む環境整備 等

第4章 施策の展開

基本目標 1. 家族に寄り添う子育て支援体制の充実

施策の方向 1 保育施設・環境の充実

未満児(0歳から2歳児)の保育ニーズの拡大に対応する保育環境の整備に努めます。

また、保育に適した園児数の確保等から、より良い保育施設の配置や運営方針(公営・民営等)を検討します。

さらに、多様化する保育サービスのニーズと子どもの安全・安心な預かりのために必要な保育士の確保及び資質向上を図ります。

その他、自宅で保育を行う世帯に対し経済的支援を行います。

■主な具体的事業

・保育料半額助成等(継続)

市独自に保育園及び認定こども園における保育料を1人目から半額補助を継続し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

・保育施設の再編成(新規)

保育施設の老朽化や保育園児の減少に伴い、施設ごとに保育環境に差が発生しています。より良い保育環境を確保するため、保育施設の再編を行います。

・保育士の資質向上事業(新規)

市内の保育施設間で情報の共有、相互交流を行うとともに、教育・保育に係る調査研究や研修等を行い、保育士の資質向上を図ることで保育の質を高めます。

・在宅保育支援事業(新規)

乳幼児を保育園等に預けることなく、家庭で育てる世帯に経済的支援を行います。

《保育園での楽しい時間》



施策の方向2 親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取組

子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようにするため、親や祖父母向け講座を充実させ、男性の家事育児への参加や保護者が子どもと向き合う機会を増やします。

また、子どもを産み育てやすい職場環境づくりに向けた企業への働きかけに努めます。さらに、出産や子育てを、余裕を持って行えるための経済的支援を拡大します。

■主な具体的事業

・ベビープログラム（継続）

乳児（生後2か月から）を抱え、同じ悩みや不安を抱える母親同士が集まり話題を共有し、子育てを楽しむことができる環境整備と支援を継続します。

・すこやか出産祝い金支給事業（新規）

出産後に健やかな成長を願って子育てができる環境を整備します。

・中学生スタート応援券事業（継続）

中学校に進学する際に掛かる費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。

・高校生等就学応援金事業（新規）

高校生を持つ保護者に対し経済的支援を行い、負担軽減を図ります。

・夢応援奨学金事業（拡大）

経済的理由により高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等への進学・就学を断念することなく、安心して勉学に励むことができる環境を整備します。

施策の方向3 多様な預かり体制の整備

病児を含めた一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を継続して実施するとともに、放課後児童クラブの運営により、保護者の仕事と子育ての両立を支援することで、子どもが健やかに育つ環境を整えます。

■主な具体的事業

・病児保育の充実（拡大）

子どもが病気なのに休めない時のための病児保育について、経済的に負担とならないよう独自の経済的支援を行います。

・放課後児童クラブの環境整備（継続）

放課後、子ども達が安全に安心して過ごせる放課後児童クラブの施設・設備の環境づくりを継続して行うとともに、指導員の質の向上に努めます。

基本目標 2. 心身ともに健康で安心できる体制づくり

施策の方向 4 子育てに関して相談しやすく情報を得やすい体制づくり

市内3か所の子育て支援センターを継続するとともに、利用者支援事業についての子育て相談窓口を一元化することで、妊娠期から子育て期における様々なニーズに対して切れ目のない総合的な相談支援体制を整備します。また、子育て支援情報発信アプリの活用等により子育て世代への情報提供を継続して行います。

■主な具体的事業

- 子育て相談窓口の一元化（新規）

子育て支援センター「ポポーのひろば」に子育て世代包括支援センター「ぼっぴーるーむ」を併設し、相談窓口を一元化することで、妊娠期から乳幼児期までの長い期間における、相談しやすい体制を構築します。

- 子育て情報アプリ「すくすく村山」の充実（拡大）

子育てに関する情報を充実させるとともに、情報をより得やすくするためのアプリ機能の改善を図ります。

施策の方向 5 母体や子どもの健康確保のための支援の継続

母体や乳幼児の心身の健康維持に関する支援として、妊婦健康診査や乳幼児健診等の母子保健事業を継続して行います。

産婦乳児1か月健診費用や新生児聴覚検査費用への助成を継続して行います。

また、安全で安心な地元産食材を提供できる環境を整備し、給食への積極的な提供に努めます。

■主な具体的事業

- 予防接種費用への助成（拡大）

現在実施している各種予防接種費用の補助を継続するほか、新たに他の予防接種についても助成を検討します。

- ピロリ抗体検査及び除菌治療費助成（継続）

中学生を対象としたピロリ抗体検査及び除菌治療費用の全額助成を継続して行います。

基本目標 3. 様々な困難への適切な対応や支援

施策の方向 6 障がい児家庭やひとり親家庭への支援の継続

増加傾向にある障がい児の発達支援及び放課後デイサービス利用のニーズや医療的ケアを必要とする児童へ対応するために、施設整備、職員配置、職員育成に対する支援を検討していきます。

また、ひとり親家庭等の児童・生徒の学習支援を継続し学力向上に努めるほか、子どもの居場所づくりに努めることで、児童・生徒の健全な成長を支援するとともに、経済的負担を軽減するための事業を行います。

■主な具体的事業

- ・医療的ケアを必要とする児童への対応（継続）

医療的ケアを必要とする子どもを抱える保護者への支援の在り方を、県と連携し継続して検討します。

- ・ひとり親家庭等への学習支援（継続）

ひとり親家庭、要保護・準要保護家庭の児童・生徒で希望者を対象に土・日曜日及び長期休み期間の無料学習塾「さぽてん塾」を継続して行います。

- ・ひとり親家庭子育て応援給付金事業（新規）

ひとり親家庭等での子育てに関する経済的支援を行い、負担軽減を図ります。

施策の方向 7 気がかりな子どもとその家庭への理解と支援の充実

気がかりな子どもとその家庭を早期発見、早期対応、早期支援ができる環境づくりを継続します。また、同じ環境にある家庭同士のつながりや、団体の発足・育成を支援します。

■主な具体的事業

- ・不応児のための居場所と人材の確保（継続）

いきいき元気館内に設置している教育支援センターを設置し、登校することが困難な児童・生徒の学校復帰に向けた指導と保護者への教育相談を継続し行います。

- ・幼児発達相談（継続）

乳幼児健診後に子どもの発達に不安のある保護者を対象に、臨床心理士による相談事業を継続し行います。

- ・ペアレントサポート講座（新規）

子育てに難しさを感じる保護者のために、子どもの「行動」を理解するための講座を実施し、子育てに関する不安の解消と子どもと向き合う気持ちの醸成を図ります。

施策の方向 8 児童虐待予防の取組

乳幼児健診や保育施設、学校との連携により、児童虐待等が疑われる家庭の早期発見、早期対応、早期支援が行える体制を強化します。

■主な具体的事業

・児童虐待予防事業（継続）

子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、乳幼児健診や保育施設・学校訪問等の機会に児童虐待が疑われる児童・生徒の早期発見、早期対応、早期支援を継続して行います。

また、教育・保育施設を通して保護者への「虐待」に関する知識の普及啓発を図ります。

基本目標 4. 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

施策の方向 9 遊び・学べる環境づくりの推進

子どもや子育て世帯が利用できる遊び場や学びの環境を確保するとともに、利用者への配慮や情報発信に努め、社会や自然等の多様な接点との出会いによる子どもの心と身体の健全な育成を促します。

また、楯岡高校跡地における子どもの自由な発想を活かした遊び場の設置に加え、子育て世帯等のニーズに応えるため、更なる遊び場の整備を検討していきます。

さらに、若い世代を結婚に導くための交流の場を積極的に創出するとともに、仲人活動の支援を継続します。

■主な具体的事業

・楯岡高等学校跡地の利活用（継続）

子育て世帯のニーズに沿った遊び場を確保するため、楯岡高等学校跡地の利活用について継続し推進します。

・むらやまし縁結びたいの活動推進（継続）

少子化問題の解決に向けた婚活事業の実施について、ボランティアにおける活動支援を継続します。

・新たな遊び場の検討（継続）

子育て世帯のニーズに対応した新たな遊び場の整備について検討します。

施策の方向 10 愛情や愛着がわく地域環境づくり

家族や周囲の人々からの愛情を感じ、見守りを実感できる地域環境をつくるため、命の大切さを考える機会の充実等に引き続き取り組みます。

幅広い世代が交流、情報交換等のために集う場の創出に努めるとともに、地域との結びつきのきっかけとなる、まちづくり協議会や放課後子ども教室、地域の団体活動を支援し、地域コミュニティの維持、発展を図ります。

また、保育・教育の実践の中で、継続して文化活動に取り組むことで、豊かな感性を育む環境整備に努めます。

■主な具体的事業

・GOGOむらやま夢体験塾（継続）

子ども達が地域の素材について五感をもって体験し、地域と地域の人々との結びつきから郷土愛を育むことができるGOGOむらやま夢体験塾を継続し行います。

・放課後子ども教室（継続）

主に日曜日及び長期休みに地域の学校を活用し、児童と地域の人々交流し、地域の文化や行事を学ぶ機会をつくり、幅広い世代間交流を図ることで子ども達と地域の結びつきを創出します。

その他具体的事業

具体的な事業の実施については、毎年作成する事業実施計画に基づき進めてまいります。

《体験のなかで「生きる」力を育てる「教育の森」》



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、市域や子どもの人口規模等を踏まえ、市全体を一つの教育・保育区域と設定します。

2. 教育・保育等の量の見込みの考え方

2-1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいて「子どものための教育・保育給付認定区分」が設定されてきましたが、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに追加で「子育てのための施設等利用給付認定区分」が設定されました。

本市においては、「子育てのための施設等利用給付」が適切かつ円滑に実施されるよう努めていきます。

■支給認定区分

認定区分	対象	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもで、 2号認定以外の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもで、 「保育が必要な事由」に該当し、保育園 等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (3歳未満・保育認定)	<u>3歳未満</u> の小学校就学前の子どもで、 「保育が必要な事由」に該当し、保育園 等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新2号認定、新3号認定以外の子ども	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当する場合	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者である場合</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定)

2-2. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、届出保育施設も同様に無償化の対象とされます。

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども】

- 幼稚園については、月額上限 2.57 万円。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

【0歳から2歳までの子ども】

- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を拡大し、18歳未満の最年長の子どもの第1子とカウントして、満3歳になった年の年度末までの第1子及び第2子は半額、第3子以降は無償とすることを検討します。

(2) 幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(3) 認可外保育施設等の利用

認可外保育施設(一般的な認可外保育施設、市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 3歳から5歳までの子どもは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

なお、(1)から(3)に加えて、就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。幼稚園、保育所、認定こども園等と合わせて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

2-3. 教育・保育等の量の見込みの算出方法

教育・保育等の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、事務局及び村山市子ども・子育て推進審議会において調整・審議して最終的な量の見込みを設定しました。

1. ニーズ調査の回答から、現在の家庭類型と潜在的な家庭類型を算出します。

2. 潜在的な家庭類型と計画期間の推計児童数を掛け合わせ、潜在的な家庭類型別の推計児童数を算出します。

3. 潜在的な家庭類型別の推計児童数に、ニーズ調査の回答から算出された各サービス・事業の利用意向率を掛け合わせ、量の見込みを算出します。

4. 標準的な考え方の量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて審議・調整を行い、最終的な量の見込みを設定します。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の学校教育に関する事業

【1号認定の量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (幼稚園・認定こども園)	46	44	41	39	38
確保方策 (幼稚園・認定こども園)	94	94	94	94	94
過不足	48	51	53	55	56

【2号認定（教育希望）の量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (幼稚園・認定こども園)	95	90	83	81	79
確保方策 (幼稚園・認定こども園)	100	100	100	100	100
過不足	5	10	17	19	21

(2) 幼児期の保育に関する事業

【2号認定の量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (保育所・認定こども園)	294	279	261	252	244
確保方策 (保育所・認定こども園)	376	376	319	319	319
過不足	82	97	58	67	75

【3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	保育所・ 認定こども園	50	50	40	40	40
	小規模 保育施設	8	8	8	8	8
	合計	58	58	48	48	48
確 保 方 策	保育所・ 認定こども園	53	53	53	53	53
	小規模 保育施設	8	8	8	8	8
	合計	61	61	61	61	61
過不足		3	3	13	13	13

【3号認定（1～2歳児）の量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	保育所・ 認定こども園	191	185	180	174	164
	小規模 保育施設	20	19	20	19	18
	合計	211	204	200	193	182
確 保 方 策	保育所・ 認定こども園	194	194	182	182	182
	小規模 保育施設	20	20	20	20	20
	合計	214	214	202	202	202
過不足		3	10	2	9	20

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第 59 条の規定では、市町村は以下の 13 事業を行うものとしてい
ます。本市でも、ニーズに合わせた各事業を実施します。

《地域の子育て支援に関する対象事業》

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 実費徴収に係る補足給付事業
- ④ 多様な主体の参入促進事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬ 妊婦に対する健康診査

このうち、次の 11 事業に関して「量の見込み」と「確保策」をまとめました。

《量的拡充の対象事業》

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪ 妊婦に対する健康診査

(1) 利用者支援事業

「利用者支援」とは、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援サービス等から必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助等を行う事業です。

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過不足	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。放課後児童クラブ、学童保育所等と呼ばれます。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	小学1～3年生	230	230	225	225	220
	小学4～6年生	181	172	165	154	148
	合計	411	402	390	379	368
確保 方策	小学1～3年生	254	254	254	254	254
	小学4～6年生	163	163	163	163	163
	合計	417	417	417	417	417
過不足		6	15	27	38	49

■ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

令和6年度の一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の目標事業量を1か所と定め、計画的な整備に努めます。

(単位:校)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型	0	0	0	0	1
連携型	4	4	5	5	5
合計	4	4	5	5	6

■放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

開設を希望する学校・地域を調査把握し、新たに1か所以上の整備を進めていきます。

(単位:校、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	7	7	7	7	7
実施数	4	4	5	5	6
開設割合	57.1%	57.1%	71.4%	71.4%	85.7%

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容や実施日等を検討するため、学校区ごとに、学校関係者も含め定期的な打合せを開催することとします。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブの実施校7校のうち、6校が小学校の教室以外の場所を利用しており、今後も放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子ども教室の実施にあたり専用教室の確保が困難な学校においては、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体事務局である子育て支援課及び放課後子ども教室の実施主体事務局である生涯学習課との事務局打合せの機会を設定し、実施状況や課題等の情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、特別な配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修や受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

■地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

現在、すべての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画の計画期間である令和6年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

(単位：人日／年、か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保 方策	延べ人数	1	1	1	1	1
	実施か所数	0	0	0	0	0
過不足		1	1	1	1	1

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業

本市では「赤ちゃん訪問」として実施しており、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、赤ちゃんの発育や母親の心身の心配事等の相談に応じる事業です。本市に住所がある方が他の自治体で里帰り出産をする場合も、里帰り出産先の自治体に本市から訪問の依頼をしています。また、逆に里帰り出産により実家等で過ごしている本市に住所がない方については、住所のある自治体から訪問の依頼があった場合に訪問を行います。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	109	105	99	93	91
確保方策	120	120	110	110	110
過不足	11	15	11	17	19

(6) 養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安を抱えていたり、近くに子育て支援者がいない等の養育支援が必要と認められる家庭を訪問し、保健師等による助言を行う事業です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	0	0	0	0	0

■その他要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業です。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人回/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	子育て支援センター ポポーのひろば	571	552	537	509	487
	子育て支援センター ぐんぐん	72	69	67	64	61
	子育て支援センター どんぐり広場	72	69	67	64	61
	合計	715	690	671	637	609
確保方策	子育て支援センター ポポーのひろば	576	576	576	576	576
	子育て支援センター ぐんぐん	72	72	72	72	72
	子育て支援センター どんぐり広場	72	72	72	72	72
	合計	720	720	720	720	720
過不足		5	30	49	83	111

《子育て支援センター ポポーのひろば》



(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	幼稚園等の 一時預かり	42	41	37	37	35
	2号認定による 定期的利用	25,260	23,946	22,275	21,497	20,782
	上記以外	3,473	3,322	3,153	3,021	2,904
	合計	28,775	27,309	25,465	24,555	23,721
確保 方策	幼稚園等の 一時預かり	50	50	50	50	50
	2号認定による 定期的利用	25,500	24,600	22,800	21,900	21,000
	上記以外	3,500	3,400	3,200	3,100	3,000
	合計	29,050	28,050	26,050	25,050	24,050
過不足		275	741	585	495	329

(9) 病児保育事業

子どもが病気や病気の回復期にある場合に、病児・病後児保育を実施している施設で預かる事業です。

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	618	591	561	538	516
確保 方策	624	624	624	624	624
過不足	6	33	63	86	108

(10) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けを必要とする利用会員と、子育ての手助けをする協力会員による相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。子どもの預かりや送迎を行います。

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小学1～3年生	30	28	29	28	26
	小学4～6年生	34	32	31	29	28
	合計	64	60	60	57	54
確保方策		70	70	70	70	70
過不足		6	10	10	13	16

(11) 妊婦に対する健康診査

安心して妊娠・出産できるよう、妊婦健診を受診する費用を軽減するため受診票を交付します。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	109	105	99	93	91
確保方策	120	120	110	110	110
過不足	11	15	11	17	19

(12) その他の事業

■実費徴収に係る補足給付事業

市民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の補助を行う事業です。本市では、状況に合わせて取り組みます。

■多様な主体の参入促進事業

認定こども園や幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園や幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。本市では、施設の再編や民営化に伴い、状況に合わせて取り組みます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1-1. 各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つための基本的な場であり、その人格形成や生活習慣の習得等を行う重要な場であることから、保護者が愛情を持って子どもに接し、家族が安心して生活できる家庭を築くとともに、子どもの健やかな成長に対して保護者が自覚と責任を持って子育てに取り組むことが大切です。

(2) 地域の役割

地域は、子どもが同世代を含めて多様な世代の人々と関わりを持ち、自立心や社会性を培うことができる大切な場であることから、地域全体で子育てに関わり、支えていく意識を持つことが重要です。また、地域における様々な関わりや活動から、子どもの郷土への興味や関心を高めて地域に対する愛着を育むことも大切です。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の役割

保育所・幼稚園・認定こども園・学校等は、子ども達が集団生活を送りながら人間性や社会性を育み、社会の一員として必要な社会規範を身に付ける場であり、子どもの好奇心や興味を高め、生きる力を育む場でもあることから、教職員や施設等の環境の充実を図ることが求められます。また、家庭や地域を含めて、それぞれが連携しつつ、子どもの成長を支援していくことも大切です。

(4) 企業・事業者の役割

近年は共働き世帯の増加等、保護者の環境も多様化していることから、企業・事業者は、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の考え方を踏まえ、多様な働き方を選択でき、子育てと仕事を両立できる労働環境の整備に努めることが求められます。また、地域で子どもと関わる等、地域の一員として社会貢献に努めることも大切です。

(5) 行政の役割

行政は、市民の多様なニーズに応じて本市の子ども・子育て支援の質と量の充実を図り、地域で安心して出産・子育てができる環境を整えることが求められます。そのため、子ども・子育て推進審議会及び子育て推進本部において、子ども・子育てに関して審議・検証を行うつつ、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

1-2. 連携・協働による推進

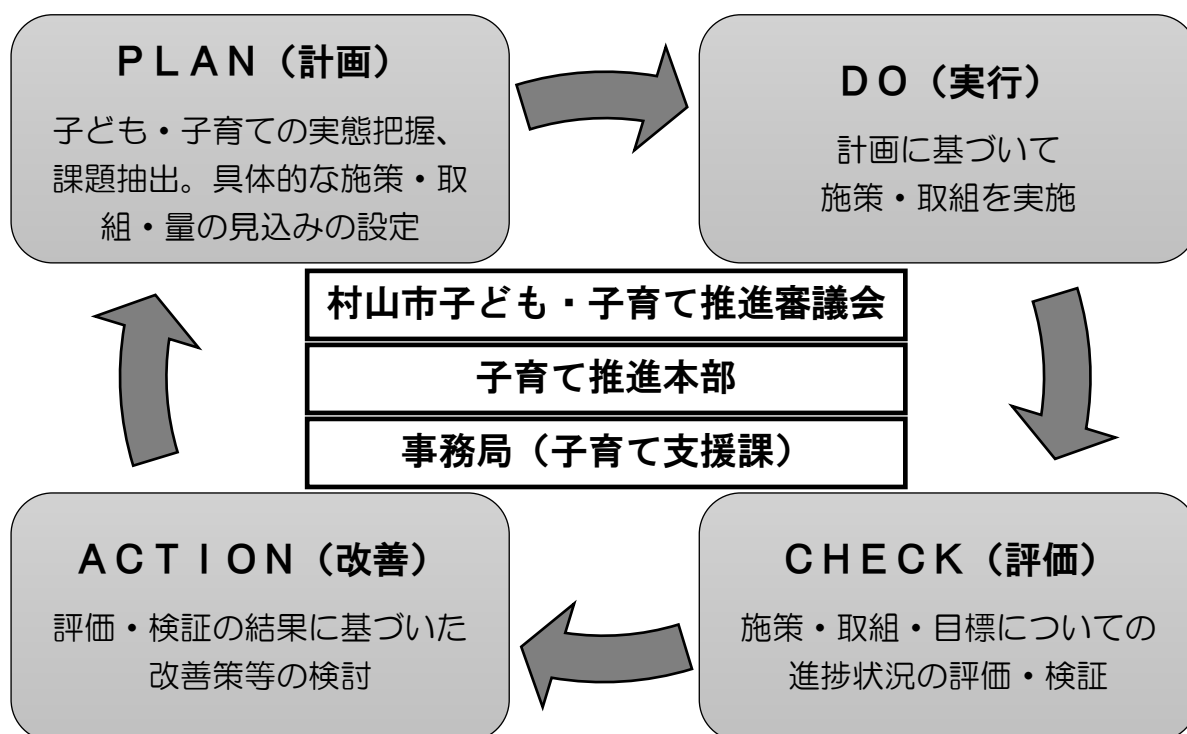
本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や地域、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、地域の実情を踏まえた子育て支援に取り組むことが重要であるため、相互の連携・協働体制の構築及び強化に努めます。

また、本市における子育て支援の質と量の充実を図るため、庁内の連携強化を図るとともに、必要に応じて国や県、近隣市町、関係機関・団体等との連携・協働の仕組みづくりに取り組めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、子育て支援事業関係各課の調整会議である「子育て推進本部」において計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「村山市子ども・子育て推進審議会」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。



資料編

1. 計画策定の経過

開催日		内容等
平成30年度	12月～1月	「村山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
令和元年度	6月24日	子育て推進本部総括部会以降、随時各部会の開催
	7月12日	第1回子育て推進本部会
	7月26日	第1回子ども・子育て推進審議会 (委嘱状交付、市長より計画案について諮問、第1期計画の検証、第2期計画の方針)
	10月29日	第2回子育て推進本部会 (代表者会議)
	11月8日	第2回子ども・子育て推進審議会 (第2期計画骨子案)
	1月9日	第3回子育て推進本部会 (代表者会議)
	1月15日	第3回子ども・子育て推進審議会 (第2期計画素案)
	1月20日 ～2月3日	「第2期村山市子ども・子育て支援事業計画素案」 パブリックコメント募集
	2月13日	第4回子育て推進本部会
	2月21日	第4回子ども・子育て推進審議会 (市長へ計画案を答申)

2. 令和元年度 村山市子ども・子育て推進審議会委員

任期:令和元年7月1日～令和2年3月31日

役職	氏名	所属
会長	三浦 香	岳葉会(村山市医師会及び歯科医師会 たておか小児クリニック 院長)
会長代理	松田 律子	市内子育て支援団体 (NPO法人ポポーのひろば 理事長)
委員	奥山 竜一	村山市小中学校長会 (市立葉山中学校 校長)
委員	須藤 恵偉	村山市小中学校連合PTA (市立楯岡中学校PTA 前母親委員長)
委員	井上 美佐子	村山市主任児童委員
委員	里村 学	市内幼稚園及び認可保育所経営者 (学校法人花岡学園 理事長)
委員	工藤 信子	市内民間保育施設経営者 (輝認定こども園 副園長)
委員	天野 紀子	村山市学童保育連絡協議会 (村山市学童保育連絡協議会 事務局長)
委員	高橋 優	保育園利用者 (戸沢保育園 前役員)
委員	三原 美幸	障がい児保護者 (県立楯岡特別支援学校 保護者)
委員	佐藤 幸子	市内事業所 (株式会社コヤマ 総務部主任)
委員	井上 信也	指定管理保育園 (戸沢保育園 園長)
委員	高橋 祐一	高校生保護者 (県立村山産業高等学校 PTA会長)
委員	黒沼 みさの	認定こども園 (ふたば袖崎保育園 園長)
委員	須藤 三枝子	公立保育園 (ひばり保育園 園長)
アドバイザー	奥山 優佳	有識者 (東北文教大学短期大学部子ども学科 副学科長 教授)

3. 令和元年度 村山市子育て推進本部員

任期:令和元年7月1日～令和2年3月31日

区分	氏名	所属課等及び役職
本部長	高橋 政則	村山市副市長
副本部長	菊地 和郎	村山市教育委員会 教育長
本部員	三澤 浩子	市総務課長 (子育て推進本部第3部会 副部会長)
本部員	原田 和浩	市政策推進課長 (子育て推進本部総括部会 副部会長)
本部員	宮古 浩	市財政課長 (子育て推進本部第1部会 副部会長)
本部員	大戸 忠行	市市民環境課長 (子育て推進本部第2部会 副部会長)
本部員	矢口 裕子	市保健課長 (子育て推進本部第2部会 部会長)
本部員	小玉 裕	市福祉課長 (子育て推進本部第3部会 副部会長)
本部員	柴田 浩	市農林課長 (子育て推進本部第4部会 副部会長)
本部員	田中 昭広	市商工観光課長 (子育て推進本部第4部会 副部会長)
本部員	柴田 敏	市建設課長 (子育て推進本部第1部会 副部会長)
本部員	奥山 高	市消防長 (子育て推進本部第2部会 副部会長)
本部員	笹原 聡	市教育委員会 学校教育課教育指導室長 (子育て推進本部第3部会 部会長)
本部員	井澤 豊隆	市教育委員会 生涯学習課長 (子育て推進本部第4部会 部会長)
本部員	矢口 勝彦	市東京オリンピック・パラリンピック交流課長 (子育て推進本部第4部会 副部会長)

4. 令和元年度「村山市子育て推進本部総括部会」メンバー

任期:令和元年7月1日～令和2年3月31日

所属課等	区分	氏名	役職
市子育て支援課	リーダー	菅原 憲一	家庭支援主査兼係長
市政策推進課	サブリーダー	設楽 衛	政策企画係長
市保健課	第1部会リーダー	佐藤 忍	健康指導係長
市福祉課	第2部会リーダー	藤橋 真紀	生活福祉係長兼社会福祉主事
市教育委員会 学校教育課	第3部会リーダー	三宅 貴紀	指導主査兼指導主事
市教育委員会 生涯学習課	第4部会リーダー	和田 貴充	生涯学習主査兼係長

5. 令和元年度「村山市子育て推進本部事務局」メンバー

任期:令和元年7月1日～令和2年3月31日

役職	氏名	所属
事務局長	片桐 正則	子育て推進本部 事務局長 (市子育て支援課長)
事務局次長	海老名 佐登美	子育て推進本部 事務局次長 (同 課長補佐)
事務局	菅原 憲一	子育て推進本部 事務局 (同 家庭支援主査兼係長)
事務局	柴崎 美枝子	子育て推進本部 事務局 (同 家庭支援係 主任)
事務局	佐藤 亜衣	子育て推進本部 事務局 (同 家庭支援係 主事)

